

報告第 9 5 号

平成 1 6 年 5 月 2 7 日承認

福祉保健部会高齢福祉分科会の事務事業調整方針について

福祉保健部会高齢福祉分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 6 年 5 月 2 7 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

# 報告第95号

## 協 議 会 報 告 項 目

福 祉 保 健 部 会

高齡福祉分科会 8-5

津 地 区 合 併 協 議 会

## 項 目 一 覧 表

| 通 番        | 項 目 名               | 幹 事 会 提 案 日 |      |      | 幹 事 会 確 認 日 | 備 考                  |
|------------|---------------------|-------------|------|------|-------------|----------------------|
|            |                     | 1回          | 2回   | 3回   |             |                      |
| 8 - 5 - 1  | 外国人高齢者福祉給付金支給事業     | 8/7         |      |      | 9/18        |                      |
| 8 - 5 - 2  | 敬老祝金等事業(祝金支給、長寿者訪問) | 8/7         | 9/13 | 9/18 | 10/2        | 協議会協議項目<br>(12/18確認) |
| 8 - 5 - 3  | 老人福祉電話事業            | 8/7         |      |      | 9/18        |                      |
| 8 - 5 - 4  | 老人バス料金助成事業          | 2/4         |      |      | 2/12        |                      |
| 8 - 5 - 5  | 敬老の日のつどい事業          | 8/7         | 9/13 |      | 9/18        |                      |
| 8 - 5 - 6  | 在宅介護支援センター運営事業      | 8/7         |      |      | 9/18        |                      |
| 8 - 5 - 7  | 緊急通報装置事業            | 8/7         | 9/13 |      | 9/18        | 協議会協議項目<br>(12/18確認) |
| 8 - 5 - 8  | 老人クラブ助成事業           | 8/7         |      |      | 9/18        | 協議会協議項目<br>(12/18確認) |
| 8 - 5 - 9  | 老人クラブ連合会活動促進事業      | 8/7         |      |      | 9/18        |                      |
| 8 - 5 - 10 | 高齢者労働能力活用事業         | 8/7         |      |      | 9/18        |                      |
| 8 - 5 - 11 | 老人ホーム措置事業           | 8/7         |      |      | 9/18        |                      |
| 8 - 5 - 12 | 老人日常生活用具給付等事業       | 8/7         |      |      | 9/18        |                      |
| 8 - 5 - 13 | 民間社会福祉施設整備事業        | 8/7         |      |      | 9/18        |                      |
| 8 - 5 - 14 | はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業 | 8/7         |      |      | 9/18        | 協議会協議項目<br>(12/18確認) |
| 8 - 5 - 15 | 介護予防事業(転倒骨折予防教室)    | 8/7         |      |      | 9/18        |                      |
| 8 - 5 - 16 | 高齢者食生活改善事業          | 8/7         |      |      | 9/18        |                      |
| 8 - 5 - 17 | 生きがい活動支援通所事業        | 8/7         |      |      | 9/18        |                      |
| 8 - 5 - 18 | 生活管理指導短期宿泊事業        | 8/7         |      |      | 9/18        |                      |

## 項 目 一 覧 表

| 通 番        | 項 目 名                        | 幹 事 会 提 案 日 |      |    | 幹 事 会 確 認 日 | 備 考                  |
|------------|------------------------------|-------------|------|----|-------------|----------------------|
|            |                              | 1回          | 2回   | 3回 |             |                      |
| 8 - 5 - 19 | 配食サービス事業                     | 8/7         | 9/13 |    | 9/18        |                      |
| 8 - 5 - 20 | 外出支援サービス事業                   | 8/7         |      |    | 9/18        |                      |
| 8 - 5 - 21 | ヘルパー家事援助事業                   | 8/7         |      |    | 9/18        |                      |
| 8 - 5 - 22 | 家族介護慰労事業                     | 8/7         |      |    | 9/18        |                      |
| 8 - 5 - 23 | 紙おむつ等給付事業                    | 8/7         | 9/13 |    | 9/18        | 協議会協議項目<br>(12/18確認) |
| 8 - 5 - 24 | 訪問介護利用料軽減事業                  | 8/7         |      |    | 9/18        |                      |
| 8 - 5 - 25 | 友愛訪問事業                       | 8/7         |      |    | 9/18        |                      |
| 8 - 5 - 26 | 介護保険事業計画等検討委員会               | 8/7         |      |    | 9/18        |                      |
| 8 - 5 - 27 | シルバー作品展事業                    | 8/7         |      |    | 9/18        |                      |
| 8 - 5 - 28 | 老人実態調査事業                     | 8/7         |      |    | 9/18        |                      |
| 8 - 5 - 29 | 高齢者住宅改造補助事業                  | 8/7         |      |    | 9/18        |                      |
| 8 - 5 - 30 | 高齢者訪問理美容サービス事業               | 8/7         |      |    | 9/18        | 協議会協議項目<br>(12/18確認) |
| 8 - 5 - 31 | 在宅ねたきり老人等寝具乾燥事業              | 8/7         | 9/13 |    | 9/18        | 協議会協議項目<br>(12/18確認) |
| 8 - 5 - 32 | 寝たきり予防推進委員会                  | 8/7         |      |    | 9/18        |                      |
| 8 - 5 - 33 | 生活習慣病予防教室                    | 8/7         |      |    | 9/18        |                      |
| 8 - 5 - 34 | 高齢者デイサービス・ショートステイ利用者負担軽減助成事業 | 8/7         |      |    | 9/18        |                      |
| 8 - 5 - 35 | 住宅改修指導事業                     | 8/7         |      |    | 9/18        |                      |
| 8 - 5 - 36 | 福祉機器及び住宅整備資金助成               | 8/7         |      |    | 9/18        |                      |

## 項 目 一 覧 表

| 通 番        | 項 目 名                | 幹 事 会 提 案 日 |       |    | 幹事会確認日 | 備 考                  |
|------------|----------------------|-------------|-------|----|--------|----------------------|
|            |                      | 1回          | 2回    | 3回 |        |                      |
| 8 - 5 - 37 | 軽度生活援助サービス事業         | 8/7         |       |    | 9/18   |                      |
| 8 - 5 - 38 | 一志社会福祉施設組合負担金        | 12/13       |       |    | 1/8    |                      |
| 8 - 5 - 39 | 高齢者生活支援事業見守りケーブル     | 12/13       |       |    | 1/8    |                      |
| 8 - 5 - 40 | 福祉機器の貸し出し            | 8/7         |       |    | 9/18   |                      |
| 8 - 5 - 41 | 住宅改修支援事業(理由書作成)      | 8/7         |       |    | 9/18   |                      |
| 8 - 5 - 42 | 介護保険利用者負担軽減措置        | 8/7         |       |    | 9/18   |                      |
| 8 - 5 - 43 | 福祉浴運営                | 8/7         |       |    | 9/18   |                      |
| 8 - 5 - 44 | 高齢者の障害者控除認定(特別障害者認定) | 8/7         |       |    | 9/18   |                      |
| 8 - 5 - 45 | 徘徊高齢者家族支援サービス事業      | 8/7         |       |    | 9/18   | 協議会協議項目<br>(12/18確認) |
| 8 - 5 - 46 | 高齢者生活福祉センター居住事業      | 8/7         |       |    | 9/18   |                      |
| 8 - 5 - 47 | 高齢者介護手当支給事業          | 8/7         | 10/30 |    | 11/11  |                      |
| 8 - 5 - 48 | 福祉連絡協力員制度            | 3/11        |       |    | 3/25   |                      |
| 8 - 5 - 49 | ゲートボール場整備事業費補助金      | 3/11        |       |    | 3/25   |                      |

## 津地区合併協議会 調整内容表

|      |  |      |         |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 |  | 専門部会 | 福祉保健部会  |
| 関係項目 |  | 分科会  | 高齢福祉分科会 |

| 区分                                   | 構成市町村の現況  |   |   |   |  |   |
|--------------------------------------|---|---|---|---|--|---|
|                                      | 津市  | 久居市   | 河芸町   | 芸濃町   | 美里村  | 安濃町   |
| 1 外国人高齢者福祉給付金支給事業                    | (公的年金を受けていない外国人高齢者で次の全てに該当する者)<br>・日本国籍を有しない者<br>・大正15年4月1日以前に出生した者<br>・津市の外国人登録原簿に引き続き1年以上登録されている人<br>・出入国管理に関する特例法に規定する特別永住者若しくは法務大臣の許可を得た者又は出入国管理及び難民認定法の規定により法務大臣の許可を得た者<br>上記該当者に対し一人月額10,000円を3期に分けて支給。 | —   | —   | —   | —  | —   |
| 2 敬老祝金等事業(祝金支給、長寿者訪問)<br>・敬老祝金(敬老年金) | ・高齢者に祝い金を贈る。<br>要件: 市内に1年住居している、9月15日現在で80歳・90歳・100歳の節目を迎えた人<br>80歳・・・5,000円<br>90歳・・・10,000円<br>100歳・・・30,000円   | ・同左<br>要件: 9月15日現在、本市の住民基本台帳に登録されている満77歳以上の者<br>77歳以上・・・3,000円  | ・同左<br>要件: 町内に居住、9月15日現在で70歳台、80歳台、90歳以上<br>70歳台・・・3,000円<br>80歳台・・・5,000円<br>90歳以上・・・10,000円 | ・同左<br>要件: 80歳以上本人又は扶養義務者、同居者の申請<br>80歳以上・・・5,000         | ・同左<br>要件: 村内に1年住居している。1月1日現在で80歳以上の人<br>80歳以上・・・5,000 | ・同左<br>要件: 町内に1年住居者で、9月15日現在で80歳以上の人<br>80歳以上・・・5,000       |
| ※協議会協議項目<br>・長寿ほう賞(祝金)               | —   | —   | ・高齢者に記念品と祝金<br>要件: 町内に住所を有し満99歳・記念品と副賞、満100歳・金杯と副賞<br>99歳・・・100,000円<br>100歳・・・200,000円       | ・同左<br>要件: 満100歳に達した日にお祝い状、副賞、町広報で公表<br>100歳・・・1,000,000円 | —  | ・高齢者に祝金<br>要件: 町内に5年以上居住者で、100歳の誕生日を迎えた人<br>100歳・・・300,000円 |
| ・長寿者訪問                               | ・市長と助役が訪問し記念品を贈る<br>要件: 9月15日現在で100歳以上の高齢者の内、男女各1名。<br>1.5千円程度  | ・市長が訪問し記念品を贈る<br>要件: 9月15日現在で在宅の最高齢者  | ・町長が訪問し記念品を贈る<br>要件: 9月15日現在で93歳以上の者(1回限り)翁の置物、菓子折り<br>置物・・・25,000円程度<br>菓子折り・・・3,000円程度      | —   | —  | ・同左<br>要件: 9月15日現在で町内に1年住居者で、90歳以上の人<br>敬老祝金に含む             |
| ・長寿記念品                               | —   | ・高齢者に記念品を贈る<br>要件: 80歳以上夫婦、88歳以上の者、100歳以上の者<br>80歳以上夫婦・・・1,500円程度<br>88歳以上・・・2,000円程度<br>100歳以上・・・15,000円程度 | ・同左<br>要件: 町内に在住し、9月15日現在で満77歳・長寿ばし、88歳・福茶釜<br>はし・・・1,500円程度<br>茶釜・・・5,000円程度                 | —   | —  | —   |
| ・三世代夫婦表彰                             | —   | —   | ・三世代同居夫婦に表彰状・記念品<br>要件: 9月15日現在で町内に6ヶ月以上居住する三世代同居夫婦<br>20,000円程度                              | —   | —  | —   |
| ・寝たきり老人介護者慰労                         | —   | —   | —   | —   | —  | —   |

## 津地区合併協議会 調整内容表

|       |   |
|-------|---|
| 調整の内容 | 1. 津市の例により調整する。(合併と同時)<br>2. 新たに制度を制定する。(合併と同時) |
|-------|---|

| 構成市町村の現況  |  |   |   | 調整の具体的内容  |
|---|--|---|---|---|
| 香良洲町  | 一志町  | 白山町   | 美杉村   |   |
| —   | —  | —   | —   |   |
| ・同左<br>要件：町内に在住する70歳以上の<br>人<br><br>70歳台・・・2,000円+商品券1,500円<br>80歳以上・・・5,000円<br>+商品券1,500円 | —  | ・津市に同じ<br>要件：町内に8月1日現在の住居<br>住者で、9月15日(9月16日の誕<br>生日まで)現在で80歳・88歳以上<br>の方<br>80歳・・・3,000円<br>88歳以上・・・5,000円 | ・高齢者に敬老年金を贈る<br>要件：毎年9月15日現在満80歳以上<br>の者で、引き続き3年以上村内に在<br>住し住民登録している者<br><br>80歳以上・・・10,000円                  | ・敬老事業として、祝金の贈呈と長寿者訪問の二つの事業を行う方向で調整する。<br>・祝金の対象者は、市内に1年以上居住し、9月15日現在で、満80歳、90歳、100歳の節<br>目を迎える人とし、祝金(または記念品)の額については、合併までに調整する。<br>・長寿者訪問は、市内最高齢者男女1名に、市長等が訪問し、記念品を贈る。 |
| ・河芸町に同じ<br>要件：満100歳を迎えた人記念品、<br>賞状、副賞<br><br>100歳・・・100,000円+品5万円相当                         | ・同左<br>要件：町内に引き続き5年以上在住<br>し、年齢100歳の人、町長が授与す<br>る。<br>100歳・・・100,000円+品5万円相当             | —   | ・報償金と賞状<br>要件：村内に引き続き5年以上在<br>住、満100歳の者<br><br>100歳・・・1,000,000円  |   |
| ・津市に同じ<br>要件：90歳以上の人<br><br>商品券10,000円  | ・久居市に同じ<br>要件：最高齢男女各1名<br><br>品10,000円程度   | ・町長が訪問し記念品を贈る<br>要件：100歳になった方<br><br>商品券20,000円   | —   |   |
| ・最高齢者に記念品を贈る<br>要件：9月15日現在で町内最高齢者<br><br>商品券30,000円   | ・久居市に同じ<br>要件：その年で85歳、88歳の人<br><br>85歳・・・品5,000円程度+記念写真<br>(6,000円程度)<br>88歳・・・品5,000円程度 | —   | ・久居市に同じ<br>要件：男女最高齢者、95歳・90歳<br><br>最高齢者・・・品8,000円程度<br>95歳・・・品5,000円程度<br>90歳・・・品4,000円程度<br>74歳以上・・・品900円程度 |   |
| —   | —  | —   | —   |   |
| ・介護者手当受給者<br>要件：寝たきり老人介護者(初年度<br>のみ)<br><br>商品券30,000円                                      | —  | —   | —   |   |

## 津地区合併協議会 調整内容表

|      |  |      |         |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 |  | 専門部会 | 福祉保健部会  |
| 関係項目 |  | 分科会  | 高齢福祉分科会 |

| 区分                                | 構成市町村の現況   |  |   |   |  |  |
|-----------------------------------|--|--|---|---|--|--|
|                                   | 津市   | 久居市  | 河芸町   | 芸濃町   | 美里村  | 安濃町  |
| 3 老人福祉電話事業<br>・目的<br>・対象者<br>・利用料 | ・福祉電話の貸与<br>・福祉電話相談センター(外部委託)による電話訪問<br>・電話による各種の相談及び助言<br>・常時ひとり暮らしで継続して安否の確認を必要とする者。<br>・世帯のひとりが病弱者又は寝たきりである者など電話による各種の相談及び助言。<br>・近隣に扶養義務者がおらず、他との交流のない者。<br>・重度の障害があるため外出困難な者。<br>15年度から利用者負担有 | ・福祉電話の貸与<br>・本市に居住するおおむね65歳以上の低所得者のひとり暮らしの老人<br>・疾病等を原因として、突発的な事故の発生するおそれのある者<br>・継続して安否の確認を必要のある者<br>・近隣に扶養義務者がなく他との交流の少ない者<br>・設置及び撤去等に要する費用、回線使用料、屋内配線使用料、電話機使用料は市が負担<br>・ダイヤル通話料は利用者負担 | ・同左<br>・概ね65歳以上の低所得者のひとり暮らしの老人等<br>老人電話は貸与利用料金・・・所得税に応じて<br>所得税非課税世帯・・・0円<br>1万円以下・・・16,300円<br>1～3万円以下・・・28,400円<br>3～8万円以下・・・42,800円<br>8～14万円以下・・・52,400円<br>14万円以上・・・全額負担 | ・同左<br>・同左<br>・同左   | ・同左<br>・同左<br>・同左  | ・同左<br>・河芸町に同じ<br>・ダイヤル通話料は個人負担。   |
| 4 老人バス料金助成事業                      | ・三重交通バスの寿バスカード(40回使用可能)を交付する。利用有効期間は、毎年度当初から年度末まで。   | —  | —   | —   | —  | —  |
| 5 敬老の日のつどい事業                      | ・体育館に市内の高齢者に集まってもらい芸能ショー・健康相談等を行い、高齢者自らの生活向上に努める。<br>・対象者:3月31日で68歳以上  | ・市民会館に招待し式典・芸能アトラクションを行う。(午前・午後の2回実施)<br>・対象者:9月15日で70歳以上  | ・4つの校区公民館で地域の人とともに敬老を祝う内容の催し物を開催<br>・対象者:9月15日で70歳以上  | ・体育館に町内の対象者に集まってもらい芸能ショー等を行い、高齢者自らの生活向上に努める。<br>・対象者:12月31日で70歳以上 | ・本年度は、村内(3地区に区別)の高齢者に白山町にある芙蓉荘に集まってもらい芸能ショー・健康相談等を行い、高齢者自らの生活向上に努める。<br>・対象者:9月15日で75歳以上 | ・サンヒルズ安濃に町内の高齢者に集まってもらい芸能ショー等を行ない、高齢者自らの生活向上に努める。<br>各校区(4ヶ所)の区長会に補助金を出して運営、各校区(4ヶ所)ごとに開催している。<br>・対象者:3月31日で75歳以上 |

## 津地区合併協議会 調整内容表

| 調 整 の 内 容  |  | 3. 新たに制度を制定する。(合併と同時に)<br>4. 新市に移行後も、当分の間現行どおりとし、随時調整する。(合併後、3年程度)<br>5. 新たに制度を制定する。(合併と同時に)  |   |  |
|--|--|---|---|--|
| 構 成 市 町 村 の 現 況  |  |   |   | 調整の具体的内容   |
| 香 良 洲 町  | 一 志 町  | 白 山 町   | 美 杉 村   |  |
| ・同左<br><br>・おおむね65歳以上の高齢者<br><br>・設置にかかる経費及び使用料は個人負担。  | ・同左<br><br>・おおむね65歳以上の低所得者のひとり暮らし老人又は重度障害者<br><br>・香良洲町に同じ | ・同左<br><br>・同左<br><br>・老人電話は貸与利用料金・・・所得税に応じて<br>所得税非課税世帯・・・0円<br>1万円以下・・・16,300円<br>1～3万円以下・・・28,400円<br>3～8万円以下・・・42,800円<br>8～14万円以下・・・52,400円<br>14万円以上・・・全額負担 | ・同左<br><br>・同左<br><br>・老人電話は貸与利用料金・・・所得税に応じて<br>所得税非課税世帯・・・0円<br>1万円以下・・・16,300円<br>1～3万円以下・・・28,400円<br>3～8万円以下・・・42,800円<br>8～14万円以下・・・52,400円<br>14万円以上・・・全額負担 | ・各市町村が所有或いは既設の老人福祉電話回線の転用により需要に対応していく事業として整理。(予想以上の利用により老人福祉電話回線が転用で補えない状況になった場合は、国県補助を利用して実施)<br>対象者を市民税非課税世帯とし、事業実施にともなう経費の内、通話料については利用者負担、基本料金及び設置・撤去に係る手数料等を公費負担する方向で調整する。 |
| —  | —  | —   | —   | ・新市移行時は現行のままとし、新市においてコミュニティバスを含めたバス事業について調査検討を行い、新市移行後3年を目途に効率的なバスシステムを構築する方向で調整する。  |
| ・サンデルタ香良洲にて式典及び芸能をおこない、長寿を祝い、高齢者の生活向上に努める。また、記念品として1,500円分の記念品を贈呈する。<br><br>・対象者:9月15日で70歳以上 | ・町内4地区の公民館で実施式典 アトラクション 食事等<br><br>・対象者:3月31日で72歳以上        | ・猪の倉温泉「しらすぎ苑」を会場にして敬老会を実施<br>式典・有志演芸・屋食入浴等高齢者のくつろぎの場を提供(地区別5回開催)<br><br>・対象者:9月15日で71歳以上<br>段階 1歳up   | ・各地区で実施(7地区) 体育館に村内の高齢者に集ってもらい芸能ショー・健康相談等を行い、高齢者自らの生活向上に努める。<br><br>・対象者:(15年度)9月15日で74歳以上<br>16年度より75歳以上   | ・当該事業の対象年齢を70歳以上とし、小学校区等の地域単位にて地区社協等による地域に根ざした行事等に対し、支援を行っていく。<br>なお、支援に係る補助額の算出については、対象者1名ごとの補助額を決定し、実施される各地区人数に総じた額を原則として調整するが、地域の状況等により行事実施が困難な地区等についても考慮していく方向で調整する。       |

## 津地区合併協議会 調整内容表

|      |  |      |         |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 |  | 専門部会 | 福祉保健部会  |
| 関係項目 |  | 分科会  | 高齢福祉分科会 |

| 区分                          | 構成市町村の現況  |  |   |  |   |   |
|-----------------------------|---|--|---|--|---|---|
|                             | 津市  | 久居市  | 河芸町   | 芸濃町  | 美里村   | 安濃町   |
| 6 在宅介護支援センター運営事業            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹型在宅介護支援センター・・・地域型在宅介護支援センターの支援・統括、在宅介護支援センター運営協議会の設置、地域ケア会議の開催。</li> <li>・地域型在宅介護支援センター・・・市内に9センター</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹型在宅介護支援センター・・・地域型在宅介護支援センターの支援・統括、在宅介護支援センター運営協議会の設置、地域ケア会議の開催。</li> <li>・地域型在宅介護支援センター・・・市内に4センター</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹型在宅介護支援センター・・・地域型在宅介護支援センターの支援・統括、在宅介護支援センター運営協議会の設置、地域ケア会議の開催。</li> <li>・地域型在宅介護支援センター・・・町内に2センター</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型在宅介護支援センター・・・町内に2センター</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹型在宅介護支援センター・・・在宅介護支援センター運営協議会の設置、地域ケア会議の開催。<br/>* 村内に1カ所・・・在宅複合施設瑞晃苑</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型在宅介護支援センター・・・町内に1ヶ所</li> </ul>                       |
| 7 緊急通報装置事業<br><br>※協議会協議項目  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話型及びペンダント型緊急通報装置の貸与・・・緊急時にボタンを押すと緊急通報センターに通報が入り、センター職員が協力員による確認の要請、救急車の出動要請等の必要な措置を行う。</li> <li>・概ね65歳以上の心身に障害のあるひとり暮らし老人又は、ねたきり老人を抱えた老人のみ世帯、およびひとり暮らしの重度身体障害者</li> <li>・委託先：民間業者</li> <li>・利用料金：無料(但し、通話料のみ自己負担)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・市内に住所を有する満65歳以上の低所得者のひとり暮らしの高齢者常時継続して安否の確認を必要とする者。近隣に扶養義務者がおらず他との交流がない者。老人世帯で一人が病弱である世帯</li> <li>・委託先：社会福祉協議会(再委託：民間業者)</li> <li>・同左</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・津市に同じ</li> <li>・津市に同じ</li> <li>・津市に同じ</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・概ね65歳以上のひとり暮らし等の病弱な高齢者</li> <li>・同左</li> <li>・利用料金・・・津市に同じ</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・津市に同じ</li> <li>・同左</li> <li>・利用料金・・・利用者の所得により3段階(月額使用料2,940円)、通話料のみ自己負担</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・同左</li> <li>・同左</li> <li>・津市に同じ</li> </ul> |
| 8 老人クラブ助成事業<br><br>※協議会協議項目 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会奉仕活動・教養講座開催・スポーツ振興・レクリエーション等の活動を実施している老人クラブへの補助金の交付。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・友愛活動、老人福祉大会、社会奉仕・教養交流開催・スポーツ・レクリエーションの老人クラブ活動への補助金の交付。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・津市に同じ</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul>   |
| クラブの現況                      | 14,715,400円<br>189クラブ<br>17,132人  | 1,520,400円(24クラブ、2,562人)   | 1,231,000円<br>18クラブ   | 1,020,000円<br>17クラブ  | ・補助額：1クラブ均等2万円<br>会員数×500円<br>12クラブ   | 1,050,000円<br>13クラブ   |
| 助成基準                        | 49人以下・・・会員数×600<br>50～149人・・・会員数×500<br>+25,000<br>150人～・・・会員数×500<br>+30,000   | 会員数×200円+42,000  | 毎年定額1,231,000円  | 会員数×330円+30,000円   | 会員数×500円+20,000円  | 規定なし  |
| 交付方法                        | 各クラブへ交付   | 各クラブへ交付  | 老連の請求に基づき、老連へ交付し各クラブへ交付   | 各クラブへ交付  | 各クラブへの交付  | 社協(老人クラブ連合会事務局)へ交付し、事務局から各クラブへ交付  |

## 津地区合併協議会 調整内容表

|       |   |
|-------|---|
| 調整の内容 | 6. 新たに制度を制定する。(合併と同時に)<br>7. 新たに制度を制定する。(合併と同時に)<br>8. 津市の例により調整する。(合併と同時に) |
|-------|---|

| 構 成 市 町 村 の 現 況  |  |  |  | 調整の具体的内容   |
|--|--|--|--|--|
| 香 良 洲 町  | 一 志 町  | 白 山 町  | 美 杉 村  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹型在宅介護支援センター…(社福)香良洲町社会福祉協議会へ事業を委託している。事業内容は、地域型在宅介護支援センターの支援・統括、在宅介護支援センター運営協議会の設置、地域ケア会議の開催。</li> <li>・地域型在宅介護支援センター…(社福)はまゆう会へ事業を委託している。事業内容は、在宅の要介護高齢者等の相談業務などを実施している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模基幹型在宅介護支援センター<br/>地域型業務＋在宅介護支援センター運営協議会、地域ケア会議 実態把握 介護予防ケアプラン作成</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模基幹型在宅介護支援センター…在宅介護支援センター運営協議会の設置、地域ケア会議の開催。</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹型在宅介護支援センター…地域ケア会議の開催。</li> <li>・地域型在宅介護支援センター…1カ所</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹型を津と久居の社会福祉協議会2ヶ所へ設置し、地域型については、おおむね中学校区に1カ所を社会福祉法人及び社会福祉協議会等に設置する方向で調整する。</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・概ね65歳以上の虚弱の独居老人世帯、高齢者世帯、独居の重度障害者</li> <li>・委託先…(社福)香良洲町社会福祉協議会、(再委託)民間業者</li> <li>・同左</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・津市に同じ</li> <li>・津市に同じ</li> <li>・同左</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・概ね65歳以上の低所得世帯のひとり暮らし老人</li> <li>・同左</li> <li>・同左</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話型及びハンダント型緊急通報装置の貸与…緊急時にボタンを押すと協力員(3名登録)へ通報が入り、救急車の出動要請等の必要な措置を行う。</li> <li>・津市に同じ</li> <li>・NTTSL-5号の活用</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人暮らし高齢者等の安心確保、在宅生活を支援するものとして有効な装置であることから、新市としても引き続き実施する方向で調整する。</li> <li>・対象者については所得制限を設ける。なお、現利用者については経過措置として継続する方向で調整する。</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>10クラブ<br/>1,100,000円(老人クラブ連合会活動費含む)</li> <li>規定なし</li> <li>老連へ交付し、各クラブへ交付</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>20,000円×16クラブ<br/>500円×1,711人</li> <li>会員数×500円+20,000円</li> <li>各クラブへの交付</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>900,0000円<br/>19クラブ、1,403人</li> <li>会員数×1,000円</li> <li>各クラブへ交付</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>7クラブ</li> <li>30,000円×クラブ数+会員割り</li> <li>各クラブへ交付</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・津市の助成基準により算定する方向で調整する。</li> </ul>  |

## 津地区合併協議会 調整内容表

|      |  |      |         |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 |  | 専門部会 | 福祉保健部会  |
| 関係項目 |  | 分科会  | 高齢福祉分科会 |

| 区分               | 構成市町村の現況  |  |  |  |  |  |
|------------------|---|--|--|--|--|--|
|                  | 津市  | 久居市  | 河芸町  | 芸濃町  | 美里村  | 安濃町  |
| 9 老人クラブ連合会活動促進事業 | <p>・老人クラブ連合会活動促進事業への補助金交付</p> <p>助成基準<br/>基本 136080+72×会員数<br/>広報活動 25×会員数<br/>社会奉仕活動費50×会員数<br/>サークル等活動費15×会員数</p> <p>補助額(H14年度)<br/>活動促進 3,137,620円</p> <p>交付方法<br/>老連へ交付</p> | <p>・同左</p> <p>基本 200,000円+230円×会員数</p> <p>活動促進 781,820円</p> <p>・同左</p>   | <p>・同左</p> <p>定額</p> <p>友愛活動 195,000円<br/>老人福祉大会 350,000円</p> <p>・同左</p>           | <p>・同左</p> <p>定額</p> <p>生きがいと健康づくり 1,000,000円</p> <p>・同左</p>               | <p>・同左</p> <p>定額</p> <p>活動推進 249,000円<br/>健康づくり 340,000円</p> <p>・同左</p>  | <p>・同左</p> <p>定額</p> <p>900,000円</p> <p>・同左</p>                              |
| 10 高齢者労働能力活用事業   | <p>・高齢者就業機会確保事業に基づく事業に対し、シルバー人材センターの事業運営を支援する。</p> <p>実施主体<br/>(社)シルバー人材センター</p> <p>内容<br/>・60歳以上の健康で働く意欲のある方が会員となり、豊かな経験と能力を活かし、補助的、短期的な就業を通じて、自己の労働能力の活用を図る。</p>              | <p>・高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図り高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としたシルバー人材センターへの運営費補助</p> <p>(社)シルバー人材センター</p> <p>・同左</p> | <p>・おおむね60歳以上の知識や技能を持つ人を会員として登録。町内の個人または企業からの依頼により人材を派遣</p> <p>社協事業</p> <p>・同左</p> | <p>・高齢者就業機会確保事業に基づく事業に対し、シルバー人材センターの事業運営を支援する。</p> <p>社協へ委託</p> <p>・同左</p> | <p>・高齢者の就業を通じて、生きがいの充実、及び社会参加の推進を図るために必要な事業</p> <p>社協事業</p> <p>・高齢者の就業の機会の確保、高齢者の就業に必要な知識、技能の付与を目的とした講習、高齢者の就業を通じて、生きがいの充実、及び社会参加の推進を図る。</p> | <p>・高齢者就業機会確保事業に基づく事業に対し、シルバー人材センターの事業運営を支援する。</p> <p>社協事業</p> <p>・津市に同じ</p> |
| 11 老人ホーム措置事業     | <p>・養護老人ホームへの入所措置(入所判定委員会を開催)を行う。</p> <p>委員数6</p> <p>・委員内訳<br/>津保健所長1<br/>医師2<br/>老人福祉施設2<br/>福祉担当者1</p>  | <p>・同左</p> <p>委員数7</p> <p>医師 2<br/>老人福祉施設 3<br/>福祉担当者 2</p>  | <p>・同左</p> <p>委員数8</p> <p>保健所長 1<br/>医師2<br/>老人福祉施設1<br/>福祉担当者4</p>                | <p>・同左</p> <p>・同左</p> <p>・同左</p>   | <p>・同左</p> <p>・同左</p> <p>・同左</p>   | <p>・同左</p> <p>・同左</p> <p>・同左</p>   |

## 津地区合併協議会 調整内容表

| 調整の内容   |  | 9. 津市の例により調整する。(合併と同時)<br>10. 津市・久居市の例により調整する。(合併と同時)<br>11. 現行のまま新市に引き継ぐ。 |  |   |          |
|---|--|--|--|---|----------|
| 構成  | 市  | 町  | 村  | の現況   | 調整の具体的内容 |
| 香良洲町  | 一志町  | 白山町  | 美杉村                                      |   |          |
| ・同左<br><br>定額<br><br>1,100,000円<br>(老人クラブ助成含む)<br><br>・同左 | ・同左<br><br>定額<br><br>生きがいと健康づくり活動促進<br>1,800,000円<br>700,000円<br><br>・同左 | ・同左<br><br>定額<br><br>300,000円<br><br>・同左                                   | ・同左<br><br>定額<br><br>852,000円<br><br>・同左 | ・津市の補助基準により算定する方向で調整する。<br>・老人クラブ連合会の一元化。                     |          |
| —<br><br>—<br><br>—                                       | ・福祉的就労の場を円滑に提供する<br><br>社協委託<br><br>・津市に同じ                               | ・高齢者就業機会確保事業に基づく事業に対し、シルバー人材センターの事業運営を支援する。<br><br>社協事業<br><br>・同左         | ・就業に関する情報の提供<br><br>社協事業<br><br>・同左      | ・引き続き新市シルバー人材センターを支援していく方向で調整する。                              |          |
| ・同左<br><br>委員数9<br><br>医師2<br>老人福祉施設1<br>福祉担当者6           | ・同左<br><br>・同左<br><br>・同左  | ・同左<br><br>・同左<br><br>・同左  | ・同左<br><br>・同左<br><br>・同左                | ・措置事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。<br>・入所判定委員会は一元化し、委員の構成は、津市の例により調整する。 |          |

## 津地区合併協議会 調整内容表

|      |  |      |         |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 |  | 専門部会 | 福祉保健部会  |
| 関係項目 |  | 分科会  | 高齢福祉分科会 |

| 区分                           | 構成市町村の現況  |   |                             |                          |   |  |
|------------------------------|---|---|-----------------------------|--------------------------|---|--|
|                              | 津市  | 久居市                                       | 河芸町                         | 芸濃町                      | 美里村                                       | 安濃町                                    |
| 12 老人日常生活用具<br>給付等事業         | <p>・火災報知器、自動消火器・・・概ね65歳以上の低所得者のねたきり老人及びひとり暮らし老人。<br/>・電磁調理器・・・概ね65歳以上の老人のみの世帯であって、加齢による心身機能の低下に伴い、出火のおそれのある世帯の世帯主。</p> <p>・火災報知器、自動消火器及び電磁調理器は給付・・・所得税に応じて<br/>所得税非課税世帯・・・0円<br/>所得税1万円以下・・・16,300円<br/>所得税1万円から3万円以下・・・28,400円<br/>所得税3万円から8万円以下・・・42,800円<br/>所得税8万円から14万円以下・・・52,400円<br/>所得税14万円以上・・・全額負担</p> | —   | <p>・津市に同じ</p> <p>・津市に同じ</p> | <p>・津市に同じ</p> <p>・同左</p> | <p>・津市に同じ</p> <p>・同左</p>                  | <p>・津市に同じ。</p> <p>・同左</p>              |
| 13 民間社会福祉施設<br>整備事業<br>①利子補給 | <p>・予算の範囲内で施設整備の利子を補給する。<br/>(平成13年度以降の新規整備については利子補給は適用しない。)</p>  | <p>・予算の範囲内で施設整備の利子を補給する。(施設整備借入金の1/2)</p> | —                           | —                        | <p>・当概年度の施設整備等借入金の利子1/2を補給する。<br/>年2回</p> | <p>・津市に同じ<br/>ただし、( )書きなし。</p>         |
| ②施設整備整備費                     | <p>・予算の範囲内で民間社会福祉施設等の施設整備及び設備整備に係る費用の補助。</p>  | —   | —                           | —                        | —   | <p>・予算の範囲内で民間社会福祉施設等の施設整備に係る費用の補助。</p> |

## 津地区合併協議会 調整内容表

| 調整の内容  |   | 12. 津市、河芸町等の例により調整する。(合併と同時に)<br>13. 津市の例により調整する。(合併と同時に)   |   |  |
|--|---|---|---|--|
| 構 成  | 市 町 村 の 現 況   | 調整の具体的内容  |   |  |
| 香良洲町   | 一 志 町   | 白 山 町   | 美 杉 村   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動消火器・・・概ね65歳以上のねたきり老人及びひとり暮らし老人。</li> <li>・特殊寝台・・・概ね65歳以上の寝たきり老人(介護保険適用者は除く)</li> <li>・エアーマット・・・概ね65歳以上の寝たきり老人</li> <li>・入浴補助具・・・概ね65歳以上の寝たきり老人</li> <br/> <li>・各種品目は無償にて貸与をしている。</li> <li>・貸与の決定は町、事業の実施は委託している香良洲町社会福祉協議会。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・津市に同じ</li> <br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/> <li>・津市に同じ</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/> <li>・同左</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/> <li>・同左</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・津市の例により、国県補助対象給付品目の火災報知器、自動消火器、電磁調理器などについて実施する方向で調整する。</li> <br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/> <li>①同県単事業を注視しながら、津市の例により現対象施設についてのみ各補助基準により経過措置として実施する方向で調整する。</li> <br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/> <li>②津市の例により調整実施する方向で調整する。</li> </ul> |
| —  | —   | —   | —   |  |
| —  | —   | —   | —   |  |

## 津地区合併協議会 調整内容表

| 協議項目   |  |   |  |  |  | 専門部会   | 福祉保健部会  |
|--|--|---|--|--|--|--|---------|
| 関係項目   |  |   |  |  |  | 分科会  | 高齢福祉分科会 |
| 区分   | 構成市町村の現況   |   |  |  |  |  |         |
|  | 津市   | 久居市   | 河芸町  | 芸濃町  | 美里村  | 安濃町  |         |
| 14 はり・きゆう・マツ<br>サージ施術費助成<br>事業<br><br>※協議会協議項目 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施術1回につき1,000円助成し、年間6回を限度とし助成券を交付する。</li> <li>・助成券の有効期間は交付日よりその日の属する年度末まで。</li> <li>・助成券は申請の日から残月数に応じ、2カ月に1枚の割で交付する。</li> <li>・市内居住70歳以上</li> </ul> | —   | —  | —  | —  | —  |         |
| 15 介護予防事業(転倒骨折予防教室)                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・転倒骨折予防・痴呆予防・介護方法・自立支援等に関する種々の教室を開催する。</li> <li>・利用料金・・・無料</li> <li>・委託先<br/>津市社会福祉協議会<br/>社会福祉法人</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・転倒骨折予防教室の実施</li> <li>・同左</li> <li>・直営<br/>健康長寿課で実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・津市に同じ</li> <li>・同左</li> <li>・直営<br/>河芸町保健センターが実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>体力測定<br/>骨粗鬆症についての講義<br/>ストレッチ体操と筋力トレーニングの体操教室</li> <li>・同左</li> <li>・委託先<br/>三重大学 教育学部</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・津市に同じ</li> <li>・同左</li> <li>・直営<br/>住民衛生課・福祉医療課にて実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・同左</li> <li>・直営<br/>保健福祉センターで実施</li> </ul>  |         |
| 16 高齢者食生活改善事業                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の食生活上の注意事項とその対策に関する教室を開催するとともに、調理実習等を実施する教室を開催する。(市内10会場市民センター等)</li> <li>・利用料金・・・無料(但し、材料費等の実費は利用者負担)</li> <li>・委託先・・・津市食生活改善推進協議会</li> </ul>  | —   | <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の食生活上の注意事項とその対策に関する教室を開催するとともに、調理実習等を実施する教室を開催する。(保健センター、中央公民館等)</li> <li>・利用料金・・・無料(但し、材料費等の実費は利用者負担)</li> <li>河芸町食生活改善推進協議会にも別途事業委託</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者及びその家族に対し、高齢者の食生活において必要な注意事項とその対策に関する指導を行う者に対して研修を実施する。</li> <li>・高齢者の食生活において必要な注意事項とその対策に関する教室等を開催する。</li> <li>・高齢者宅を訪問、又は高齢者の集まりの場で、食生活改善の支援を行う。</li> <li>・利用料金・・・無料</li> <li>・委託先・・・芸濃町食生活改善推進連絡協議会</li> </ul> | —  | <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者への食生活向上の注意事項とその対策に関する教室を開催するとともに、調理実習等を実施する教室を開催する。</li> <li>利用料金 津市と同じ</li> <li>委託先: 安濃町食生活改善推進協議会</li> </ul> |         |

## 津地区合併協議会 調整内容表

| 調整の内容   |   | 14. 津市の例により調整する。(合併と同時)<br>15. 津市の例により調整する。(合併と同時)<br>16. 津市、河芸町等の例により調整する。(合併と同時)   |   |   |
|---|---|--|---|---|
| 構成市町村の現況  |   |  |   | 調整の具体的内容  |
| 香良洲町  | 一志町   | 白山町  | 美杉村   |   |
| —   | —   | —  | —   |   |
| ・転倒骨折予防・痴呆予防・介護方法・自立支援等に関する種々の教室を在宅介護支援センターと連携しながら開催する。<br><br>・転倒予防は月1回 食事あり、実費負担あり(500円程度)、その他は無料<br>・委託先<br>香良洲町社会福祉協議会  | ・転倒骨折予防・痴呆予防・介護方法・自立支援等に関する種々の教室を開催する。<br>理学療法士によるリハビリ、IAD L訓練事業<br><br>・同左<br>・直営<br>保健センターで実施   | ・転倒骨折予防・痴呆予防・介護方法・自立支援等に関する種々の教室を開催する。<br><br>・無料<br>・直営<br>保健センターで実施                | ・津市に同じ<br><br>・同左<br>・委託先<br>美杉村社会福祉協議会<br>社会福祉法人                               | ・事業内容については、津市の例により調整する。<br>ただし、実施方法については、委託する方向で調整する。 |
| 高齢者の食生活上の注意事項とその対策に関する教室を開催するとともに、調理実習等を実施する教室を開催する。(サンデルタ香良洲内の調理実習室を利用する)<br><br>・転倒予防は週1回、年間実費1,000円程度 痴呆予防は月1回、食事あり実費負担あり(500円程度) その他は無料<br><br>・委託先…香良洲町社会福祉協議会<br>・香良洲町食生活改善推進協議会と連携して事業を実施している。 | ①独居対象4回(調理実習なく食事と栄養指導)<br>社会福祉協議会により実施<br>②老人クラブ連合会実施年1回<br><br>・利用料金<br>①1食200円<br>②無料(材料費は老連負担) | 高齢者の食生活上の注意事項とその対策に関する教室を開催するとともに、調理実習等を実施する教室を開催する。<br><br>・現在のところ食生活改善推進協議会事業の中で実施 | 高齢者の食生活上の注意事項とその対策に関する教室を開催するとともに、調理実習等を実施する教室を開催する。<br><br>無料<br><br>社会福祉協議会事業 |   |

## 津地区合併協議会 調整内容表

|      |  |      |         |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 |  | 専門部会 | 福祉保健部会  |
| 関係項目 |  | 分科会  | 高齢福祉分科会 |

| 区分                   | 構成市町村の現況  |   |  |  |  |   |
|----------------------|---|---|--|--|--|---|
|                      | 津市  | 久居市   | 河芸町  | 芸濃町  | 美里村  | 安濃町   |
| 17 生きがい活動支援通所事業<br>① | <p>デイサービスセンター等へ通所することにより、日常動作訓練や生活指導を行う。日帰りで、食事、入浴、健康チェック等のサービスを提供する。2週間に1回の利用で、1回5時間以上のサービスを提供。</p> <p>・生活指導(相談援助業務):機能訓練(日常動作訓練):健康状態確認:送迎:通所入浴サービス</p>                           | <p>デイサービスセンター等へ通所することにより、日常動作訓練や生活指導を行う。日帰りで入浴サービス、給食サービス、生活指導、日常動作訓練、健康チェック、送迎サービスを提供する。</p>                   | <p>①デイサービスセンター等へ通所することにより、日常動作訓練や生活指導を行う。日帰りで、食事、入浴、健康チェック等のサービスを提供する。</p> <p>・ふれあいクラブ(週3回、月、火、木) 自立的生活の助長等をはかるため、ほほえみセンターで実施。</p> <p>②デイサービスセンター等へ通所することにより、日常動作訓練や生活指導を行う。日帰りで、食事、入浴、健康チェック等のサービスを提供する。心身機能の維持向上を図るため、介護保険施設で実施。</p> | <p>生きがい活動援助員を配置し、利用対象のニーズ及び身体の状態に応じ、きめ細やかなサービスを提供</p> <p>・教養講座 ・高齢者スポーツ活動<br/>・創作活動 ・趣味活動 ・日常動作訓練等</p> | <p>事業内容: デイサービスセンターへ通所することにより、日常動作訓練や生活指導を行う。日帰りで、食事、入浴、健康チェック等のサービスを提供する。1週間に1回の利用で、1回5時間以上のサービスを提供。</p> <p>・生活指導(相談援助業務):機能訓練(日常動作訓練):健康状態確認:送迎:通所入浴サービス</p>   | <p>デイサービスセンター等へ通所することにより、日常動作訓練や生活指導を行う。日帰りで、食事、入浴、健康チェック等のサービスを提供する。1週間に1回の利用で、1回5時間以上のサービスを提供。</p> <p>・生活指導(相談援助業務):機能訓練(日常動作訓練):健康状態確認:送迎:通所入浴サービス</p> |
| ・対象者                 | 単身高齢者又は高齢者世帯及びこれに準ずる世帯に属する介護保険非該当者等で家に閉じこもりがちな人。  | 市内に住所を有する65歳以上の高齢者で、介護保険非該当者等   | 法第19条に基づく認定の結果、給付の対象に該当しなかった者<br>その他おむね65歳以上の1人暮らしの高齢者で、町長が特に必要があると認めた者  | 介護認定の結果、自立と判定された方及び要支援・要介護と認定された方でサービスの不足する人など日常生活を営むのに何らかの支援が必要と認められた者<br>60歳以上の一人暮らし老人等で家に閉じこもりがちな者  | 要介護認定の結果、非該当と認定された方で、日常生活において何らかの支援を必要と認められた者  | 介護保険外の自立者で、日常生活において何らかの支援を必要とする家に閉じこもりがちな一人暮らし等の高齢者。  |
| ・委託先                 | <p>社会福祉法人 高田福祉事業協会</p> <p>〃 寿泉会</p> <p>〃 青松園</p> <p>〃 真善会</p> <p>〃 洗心福祉会</p> <p>〃 敬愛会</p> <p>〃 キングスガーデン三重</p> <p>〃 ウエルケア</p>  | <p>社会福祉法人 素問会</p> <p>社会福祉法人 三重福祉会</p> <p>社会福祉法人 かがはや苑</p> <p>医療法人 暁純会</p> <p>(有)クレインデイサービス</p>                  | <p>①社会福祉法人 河芸町社会福祉協議会</p> <p>②社会福祉法人 アイ・ティ・オー福祉会</p> <p>医療法人 緑の風</p>   | 芸濃町社会福祉協議会   | <p>社会福祉法人 社会福祉協議会</p> <p>社会福祉法人 新町福祉会</p> <p>有限会社 やすらぎの家</p>   | 社会福祉法人 明合乃里会  |
| ・実施場所又は施設名           | <p>高田デイサービスセンター</p> <p>デイサービスセンター泉園</p> <p>デイサービスセンター青松園</p> <p>デイサービスセンター報徳園</p> <p>デイサービスセンターシルバークア豊壽園</p> <p>老人デイサービスセンターサポート</p> <p>ベタニヤデイサービスセンター</p> <p>津橋北デイサービスセンターサポート</p> | <p>芹の里デイサービスセンター</p> <p>榊原陽光苑デイサービスセンター</p> <p>老人デイサービスセンター かがはや苑</p> <p>榊原温泉病院デイサービスセンター</p> <p>クレインデイサービス</p> | <p>①社会福祉法人 河芸町社会福祉協議会</p> <p>②ハートヒルかわげ</p> <p>いこいの森</p>  | 芸濃町社会福祉協議会   | <p>高齢者生活福祉センター</p> <p>在宅複合施設 瑞晃苑</p> <p>有限会社 やすらぎの家</p>  | 社会福祉法人 明合乃里会  |
| ・利用者負担               | 1回当たり 300円(食事は実費負担)   | <p>・介護保険サービス報酬単位の10%(1回あたり659円)</p> <p>・生活保護世帯は無料</p> <p>・給食、入浴等に係る実費相当額は利用者負担</p>                              | <p>①1回当たり300円(食事代等実費相当額は、利用者負担)</p> <p>②介護保険法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定された要支援の者が通所介護(併設型)、通所リハビリテーションを受けたときの介護報酬額(食事、送迎、入浴を受けたときは加算分を含む)の10%</p>   | 実費相当額  | <p>要支援の者がそれぞれのサービスを受けたときの介護報酬額の20%(10円未満切り捨て)を基準額として、利用者が支払うべき介護保険料の階層区分に応じて次のとおりとする(10円未満切り捨て)。</p> <p>1日当たりの負担額割合</p> <p>第1段階 基準額の50%</p> <p>第2段階 基準額の75%</p> <p>第3段階 基準額の100%</p> <p>第4段階 基準額の125%</p> <p>第5段階 基準額の150%</p> <p>生活保護受給者は、無料。</p> | 1回につき1,000円   |
| ・実施回数                | 2週間1回以内   | 支給限度額49,200円以内(デイサービスのみの利用の場合、月7回以内)  | <p>①1週間に3日(月・火・木)</p> <p>②1週間に1日</p>   | 週1回  | 身体状況、世帯の状況等を十分検討の上決定   | 1週間に1回  |

## 津地区合併協議会 調整内容表

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 調整の内容 | 17①新たに制度を制定する。(合併と同時) |
|-------|-----------------------|

| 構成  | 市   | 町  | 村   | の | 現 | 況 | 調整の具体的内容  |
|---|---|--|---|---|---|---|---|
| 香良洲町  | 一志町   | 白山町  | 美杉村   |   |   |   |   |
| デイサービスセンター等へ通所することにより、日常動作訓練や生活指導を行う。日帰り、食事、入浴、健康チェック等のサービスを提供する。<br>1週間に2回の利用で、1回5時間以上のサービスを提供。<br>・生活指導(相談援助業務):機能訓練(日常動作訓練):健康状態確認:送迎:通所入浴サービス | ①デイサービス 文化活動 健康推進活動 健康チェック 情報交換など<br>②いきいきサロン・文化活動 健康推進活動 健康チェック 情報交換など                                 | ①デイサービス・生活指導・日常動作訓練・養護・趣味の活動・送迎・食事等<br>・利用者の決定を除き、事業の一部を社会福祉協議会に委託<br>②遊々サロン・文化活動 健康推進活動 健康チェック 情報交換など<br>送迎有り | デイサービスセンター等へ通所することにより、日常動作訓練や生活指導を行う。日帰り、食事、入浴、健康チェック等のサービスを提供する。2週間に1回の利用で、1回5時間以上のサービスを提供。<br>・生活指導(相談援助業務):機能訓練(日常動作訓練):健康状態確認:送迎:通所入浴サービス |   |   |   | ・国県補助対象事業のうち、デイサービスセンター等への通所事業分については、利用者負担や事業費経費等を介護保険サービス通所介護の要支援に係る費用算定基準に準ずる事業として実施する方向で調整する。<br>・河芸町、一志町、白山町が実施するいきいきサロンの事業については、当分の間現行のとおり実施する方向で調整する。 |
| 単身高齢者又は高齢者世帯及びこれに準ずる世帯の者に家に閉じこもりがちな人。   | ①町内に住所を有するおおむね65歳以上の者で、介護保険法に基づく認定の結果、自立と判定された者<br>②おおむね65歳以上の一人暮らし、屋間一人、高齢者の二人暮らし、虚弱などにより引きこもりがちな在宅高齢者 | ①介護保険非該当者<br>②60歳以上の閉じこもりがちな人  | 比較的元気な概ね60歳以上の老人で介護保険非該当で家に閉じこもりがちな人  |   |   |   |   |
| 社会福祉法人 香良洲町社会福祉協議会  | ①社会福祉法人 一志町社会福祉協議会<br>②社会福祉法人 一志町社会福祉協議会  | ①②社会福祉法人 白山町社会福祉協議会  | 美杉村社会福祉協議会  |   |   |   |   |
| サンデルタ香良洲  | ①とことめの里一志 デイサービスセンター<br>②町内集会所、公会所  | ①社会福祉法人 白山町社会福祉協議会<br>②各地区出張所又は公民館   | 村内各地における公的施設  |   |   |   |   |
| 1回 500円(食事代含む)  | ①1回1,500円<br>②年間300円～2,200円   | ①②無料(食事実費)   | 基本料1日につき700円 入浴料1日につき200円   |   |   |   |   |
| 週 2回  | ①月 2回<br>②月 1～2回 年間179回14グループ   | ①月1回以上<br>②6か所月1回  | 7地区月1～2回 月12回 年間151回  |   |   |   |   |

## 津地区合併協議会 調整内容表

|      |  |      |         |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 |  | 専門部会 | 福祉保健部会  |
| 関係項目 |  | 分科会  | 高齢福祉分科会 |

| 区分                   | 構成市町村の現況 |     |   |   |  |  |
|----------------------|----------|-----|---|---|--|--|
|                      | 津市       | 久居市 | 河芸町   | 芸濃町   | 美里村  | 安濃町  |
| 17 生きがい活動支援通所事業<br>② | -        | -   | ①デイサービスセンター等へ通所することにより、日常動作訓練や生活指導を行う。日帰りで、食事、入浴、健康チェック等のサービスを提供する。<br>・ふれあいクラブ(週3回、月、火、木) 自立的生活の助長等をはかるため、ほほえみセンターで実施。<br>②デイサービスセンター等へ通所することにより、日常動作訓練や生活指導を行う。日帰りで、食事、入浴、健康チェック等のサービスを提供する。心身機能の維持向上を図るため、介護保険施設で実施。 | 生きがい活動援助員を配置し、利用対象のニーズ及び身体状況に応じ、きめ細やかなサービスを提供<br>・教養講座 ・高齢者スポーツ活動<br>・創作活動 ・趣味活動 ・日常動作訓練等                                 | 事業内容： デイサービスセンターへ通所することにより、日常動作訓練や生活指導を行う。日帰りで、食事、入浴、健康チェック等のサービスを提供する。1週間に1回の利用で、1回5時間以上のサービスを提供。<br>・生活指導(相談援助業務)：機能訓練(日常動作訓練)：健康状態確認：送迎：通所入浴サービス  | デイサービスセンター等へ通所することにより、日常動作訓練や生活指導を行う。日帰りで、食事、入浴、健康チェック等のサービスを提供する。1週間に1回の利用で、1回5時間以上のサービスを提供。<br>・生活指導(相談援助業務)：機能訓練(日常動作訓練)：健康状態確認：送迎：通所入浴サービス |
| ・対象者                 | -        | -   | 介護保険法第19条第2項に基づく認定(要支援認定)を受けた者<br>その他おおむね65歳以上の1人暮らしの高齢者で、町長が特に必要があると認めた者   | 概ね65歳以上の高齢者等で、介護保険サービス量が不足する人など日常生活を営むのに何らかの支援が必要な<br>要介護認定の結果、要支援及び要介護と認定された者で、状況により介護保険給付サービスを超えて日常生活において支援及び介護を必要とするもの | 要介護認定の結果、要支援及び要介護と認定された者で、状況により介護保険給付サービスを超えて日常生活において支援及び介護を必要とするもの  | 介護保険認定者で日常生活を営むのに必要な介護保険のサービス量が不足する者。  |
| ・委託先                 | -        | -   | ①社会福祉法人 河芸町社会福祉協議会<br>②社会福祉法人 アイ・ティ・オー福祉会<br>医療法人 緑の風   | 社会福祉法人 桃郷福祉会<br>社会福祉法人 いろどり福祉会  | 社会福祉法人 社会福祉協議会<br>社会福祉法人 新町福祉会<br>有限会社 やすらぎの家  | 社会福祉法人 明合乃里会   |
| ・実施場所又は施設名           | -        | -   | ①社会福祉法人 河芸町社会福祉協議会<br>②ハートヒルかわげ<br>いこいの森  | げいのう逢春園<br>ロマン  | 高齢者生活福祉センター<br>在宅複合施設 瑞見苑<br>有限会社 やすらぎの家   | 社会福祉法人 明合乃里会   |
| ・利用者負担               | -        | -   | ①1回当たり300円(食事代等実費相当額は、利用者負担)<br>②介護保険法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定された要支援の者が通所介護(併設型)、通所リハビリテーションを受けたときの介護報酬額(食事、送迎、入浴を受けたときは加算分を含む)の10%   | 実費相当額日額 1,000円  | 要介護・要支援者がそれぞれのサービスを受けたときのそれぞれの要介護度別の介護報酬額の20%(10円未満切り捨て)を基準額として、利用者が支払うべき介護保険料の階層区分に応じて次のとおりとする(10円未満切り捨て)。<br>1日当たりの負担割合<br>第1段階 基準額の50%<br>第2段階 基準額の75%<br>第3段階 基準額の100%<br>第4段階 基準額の125%<br>第5段階 基準額の150% | 要支援・要介護1・2 1,200円/日<br>要介護3～5 1,300円/日<br>時間延長 150円/日<br>身障特浴 700円/日   |
| ・実施回数                | -        | -   | ①1週間に3日(月・火・木)<br>②1週間に1日   | 身体状況、世帯の状況等を十分検討の上決定  | 身体状況、世帯の状況等を十分検討の上決定   | デイサービス 1週間に1回<br>時間延長 随時<br>身障特浴 1週間に2回  |

## 津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 調 整 の 内 容 | 17②新たに制度を制定する。(合併と同時) |
|-----------|-----------------------|

| 構 成 市 町 村 の 現 況 |       |   |       | 調 整 の 具 体 的 内 容                |
|-----------------|-------|---|-------|--------------------------------|
| 香 良 洲 町         | 一 志 町 | 白 山 町   | 美 杉 村 |                                |
| -               | -     | 遊々サロン・・・文化活動 健康推進<br>活動 健康チェック 情報交換など<br>送迎有り | -     | ・新たに痴呆高齢者等支援事業等として実施する方向で調整する。 |
| -               | -     | 60歳以上閉じこもりがちな人                                | -     |                                |
| -               | -     | 社会福祉法人 白山町社会福祉協<br>議会                         | -     |                                |
| -               | -     | 各地区出張所又は公民館                                   | -     |                                |
| -               | -     | 無料(食事実費)                                      | -     |                                |
| -               | -     | 6か所月1回  | -     |                                |

## 津地区合併協議会 調整内容表

|      |  |      |         |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 |  | 専門部会 | 福祉保健部会  |
| 関係項目 |  | 分科会  | 高齢福祉分科会 |

| 区分                   | 構成市町村の現況  |  |  |   |  |              |
|----------------------|---|--|--|---|--|--------------|
|                      | 津市  | 久居市  | 河芸町  | 芸濃町   | 美里村  | 安濃町          |
| 18 生活管理指導短期宿泊事業<br>① | 基本的生活習慣の欠如により社会的適応が困難な高齢者に対し、一時的に施設に宿泊することにより、日常生活習慣等の指導及び体調調整を行い、要介護状態への進行の防止を図る。                                  | 基本的生活習慣の欠如により、社会的適応が困難な高齢者に対して一時的に施設に宿泊することにより、日常生活習慣等の指導及び体調調整を行い、基本的生活習慣の確立が図られるよう助長を行う。 | 津市に同じ  | 久居市に同じ  | 高齢者を介護する家族が疾病等の理由により、在宅における介護が出来ない場合、一時的に当該高齢者を介護保健施設、養護老人ホーム、短期入所施設等に入所させ、家族の身体・精神的負担の軽減を図る。  | 津市に同じ        |
| ・対象者                 | 介護保険非該当者等で、体調不良等により一時的に宿泊による介護や見守りが必要な単身高齢者又は高齢者のみ世帯の人若しくは介護又は見守りが必要にもかかわらず、介護者が疾病、冠婚葬祭又は急病等のやむを得ない理由により介護を受けられない人。 | 市内に住所を有する65歳以上の高齢者で、介護保険非該当者等  | ①介護保険法第19条に基づく認定(要支援認定)を受けた者<br>②法第19条に基づく認定の結果、給付の対象に該当しなかった者 | 要介護認定の結果、非該当と認定された者で、当該高齢者の家族の状況等においてショートステイの必要があると認められた者 | 同左   | 同左           |
| ・委託先                 | 社会福祉法人 高田福祉事業協会<br>" 寿泉会<br>" 青松園<br>" 真善会<br>" 洗心福祉会<br>" 敬愛会<br>" キングスガーデン三重                                      | ①社会福祉法人 素問会<br>②社会福祉法人 三重福祉会   | ①社会福祉法人 アイ・ティ・オー福祉会<br>②医療法人 緑の風                               | 社会福祉法人 げいのう逢春園<br>花袖<br>明合乃里<br>ハートヒルかわげ                  | 社会福祉法人 新町福祉会<br>社会福祉法人 明合乃里<br>社会福祉法人 高田真善会<br>社会福祉法人 いろどり福祉会  | 社会福祉法人 明合乃里会 |
| ・実施場所又は施設名           | 養護老人ホーム 高田慈光院<br>介護老人福祉施設 泉園<br>養護老人ホーム 青松園<br>介護老人福祉施設 報徳園<br>" 豊壽園<br>" 慈宗院<br>在宅複合施設 ベタニヤ                        | ①特別養護老人ホーム 芹の里<br>②特別養護老人ホーム 榊原陽光苑   | ①ハートヒルかわげ<br>②いこいの森  | 社会福祉法人 げいのう逢春園<br>花袖<br>明合乃里<br>ハートヒルかわげ                  | 在宅複合施設 瑞晃苑<br>介護老人福祉施設 明合乃里<br>介護老人福祉施設 報徳園<br>短期入所施設 花袖   | 社会福祉法人 明合乃里会 |
| ・利用者負担               | 1日当たり 2,000円(食事代含む)   | 介護保険短期入所生活介護の要支援単位の10%<br>797円+食事+送迎費  | 要支援のものが短期入所生活介護(併設型)又は短期入所療養介護を受けたときの介護報酬額の20%                 | 日額 2,600円(送迎代金片道550円)                                     | 要支援の者がショートステイを1日利用したときの介護報酬額の20%(10円未満切り捨て)を基準額として、利用者が支払うべき介護保険料の階層区分に応じて次のとおりとする(10円未満切り捨て)。<br>1日当たりの負担額割合<br>第1段階 基準額の50%<br>第2段階 基準額の75%<br>第3段階 基準額の100%<br>第4段階 基準額の125%<br>第5段階 基準額の150%<br>生活保護受給者は、無料。 | 1日3,000円     |
| ・実施回数                | 年間10日間を限度   | 6ヶ月間で7日以内  | 6ヶ月毎に21日以内。1ヶ月の利用限度日数は7日以内                                     | 月7日以内   | 6か月間に42日以内とする。   | 2ヶ月に7日間以内    |

## 津地区合併協議会 調整内容表

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 調整の内容 | 18①新たに制度を制定する。(合併と同時) |
|-------|-----------------------|

| 構成   | 市   | 町 | 村 | の  | 現   | 況 | 調整の具体的内容  |
|--|---|---|---|--|---|---|---|
| 香良洲町   | 一志町   |   |   | 白山町  | 美杉村   |   |   |
| 同左   | 高齢者を介護している家族が疾病などで在宅で介護できない場合一時的に施設に保護し、高齢者およびその家族の向上を図る。 |   |   | 家族が疾病にかかる等の理由により、在宅における介護ができない場合一時的に老人ホームに入所させ老人及びその家族の福祉の向上を図る。 | 寝たきり老人、痴呆老人を介護している家族が疾病にかかる等で在宅で介護できない場合一時的に施設に入所させ老人及び家族の福祉の向上を図る。     |   | ・国庫補助対象事業について、利用者負担や事業費経費等を介護保険サービス短期入所生活介護の要支援に係る費用算定基準に準ずる事業として実施する方向で調整する。 |
| 町内に住所を有する概ね65歳以上で、基本的な生活習慣が欠如しているなど、対人関係が成立しないなど、社会適応が困難な高齢者に対して、短期間の宿泊により日常生活に対する指導・援助をおこない、要介護状態への進行を予防する。 | おおむね65歳以上の者であって家族の介護を受けている者                               |   |   | 65歳以上であってその家族が社会的理由等で養護できないと町長が認めた者(非該当)                         | 村内に住所を有する概ね60歳以上で家族の介護を受けているもの 要件 疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、公的行事への参加、看護、介護疲れ、旅行等 |   |   |
| 社会福祉法人 はまゆう会   | 社会福祉法人  |   |   | (社)キングスガーデン三重  | 美杉村社会福祉協議会  |   |   |
| 特別養護老人ホーム フルハウス  | 養護老人ホーム 一志寮<br>" 高田慈光院<br>" 青松園                           |   |   | 在宅複合施設 ベタニヤ  | 美杉村高齢者生活福祉センター  |   |   |
| 国庫補助基準単価 3,810円  | 国庫補助基準単価 3,810円   |   |   | 国庫補助基準単価 3,810円  | 1日600円(給食は別途料金)   |   |   |
| 1回 7日  | 1回 7日   |   |   | 1回 7日  | 入居期間7日以内(必要最低限で延長できるものとする)  |   |   |

## 津地区合併協議会 調整内容表

|      |  |      |         |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 |  | 専門部会 | 福祉保健部会  |
| 関係項目 |  | 分科会  | 高齢福祉分科会 |

| 区分                   | 構成市町村の現況 |     |  |  |   |  |
|----------------------|----------|-----|--|--|---|--|
|                      | 津市       | 久居市 | 河芸町  | 芸濃町  | 美里村   | 安濃町  |
| 18 生活管理指導短期宿泊事業<br>② | —        | —   | 基本的生活習慣の欠如により社会的適応が困難な高齢者に対し、一時的に施設に宿泊することにより、日常生活習慣等の指導及び体調調整を行い、要介護状態への進行の防止を図る。 | 基本的生活習慣の欠如により、社会的適応が困難な高齢者に対して一時的に施設に宿泊することにより、日常生活習慣等の指導及び体調調整を行い、基本的生活習慣の確立が図られるよう助長を行う。 | 高齢者を介護する家族が疾病等の理由により、在宅における介護が出来ない場合、一時的に当該高齢者を介護保健施設、養護老人ホーム、短期入所施設等に入所させ、家族の身体・精神的負担の軽減を図る。   | 基本的生活習慣の欠如により社会的適応が困難な高齢者に対し、一時的に施設に宿泊することにより、日常生活習慣等の指導及び体調調整を行い、要介護状態への進行の防止を図る。 |
| ・対象者                 | —        | —   | ①法第19条に基づく認定(要介護認定)を受けた者<br>②その他おおむね65歳以上の高齢者で、町長が特に必要があると認められた者                   | 要介護認定の結果、要支援及び要介護と認定された者で、状況により介護保険給付サービスを超過して日常生活において支援及び介護を必要とする者                        | 要介護認定の結果、要支援及び要介護と認定された者で、当該高齢者の家庭の状況等において介護保険給付サービスを超過してショートステイの必要があると認められた者   | 介護保険認定者で介護保険のサービス量が不足する者   |
| ・委託先                 | —        | —   | ①社会福祉法人 アイ・ティ・オー福祉会<br>②医療法人 緑の風   | 社会福祉法人 げいのう逢春園<br>花袖<br>明合乃里<br>ハートヒルかわげ   | 社会福祉法人 新町福祉会<br>社会福祉法人 明合乃里<br>社会福祉法人 高田真善会<br>社会福祉法人 いろどり福祉会   | 社会福祉法人 明合乃里会   |
| ・実施場所又は施設名           | —        | —   | ①ハートヒルかわげ<br>②いこいの森  | 社会福祉法人 げいのう逢春園<br>花袖<br>明合乃里<br>ハートヒルかわげ   | 在宅複合施設 瑞晃苑<br>介護老人福祉施設 明合乃里<br>介護老人福祉施設 報徳園<br>短期入所施設 花袖  | 社会福祉法人 明合乃里会   |
| ・利用者負担               | —        | —   | 要介護の者が短期入所生活介護(併設型)又は短期入所療養介護を受けたときの法第7条第1条の区分に従い、それぞれの介護報酬額の20%                   | 日額 2,600円(送迎代金片道550円)  | 要介護の者がショートステイを1日利用したときのそれぞれの要介護度別の介護報酬額及び要支援の者がショートステイを1日利用したときの介護報酬額の20%(10円未満切り捨て)を基準額として、利用者が支払うべき介護保険料の階層区分に応じて次のとおりとする(10円未満切り捨て)。<br>1日当たりの負担額割合<br>第1段階 基準額の50%<br>第2段階 基準額の75%<br>第3段階 基準額の100%<br>第4段階 基準額の125%<br>第5段階 基準額の150%<br>生活保護受給者は、無料。 | 1日3,000円   |
| ・実施回数                | —        | —   | 法に基づく保険給付を受けた後に申請すること。6ヶ月毎に21日以内。1ヶ月の利用限度日数は7日以内。                                  |  | 6か月間に42日以内とする。  | 2ヶ月に7日間以内  |

## 津地区合併協議会 調整内容表

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 調整の内容 | 18②新たに制度を制定する。(合併と同時) |
|-------|-----------------------|

| 構 成 市 町 村 の 現 況 |  |     |     | 調整の具体的内容                       |
|-----------------|--|-----|-----|--------------------------------|
| 香良洲町            | 一志町  | 白山町 | 美杉村 |                                |
| -               | 寝たきり老人を介護している家族が疾病などで在宅で介護できない場合一時的に施設に保護し、高齢者およびその家族の向上を図る。 | -   | -   | ・新たに痴呆高齢者等支援事業等として実施する方向で調整する。 |
| -               | おおむね65歳以上の者であって家族の介護を受けている者                                  | -   | -   |                                |
| -               | 社会福祉法人 一志町社会福祉協議会  | -   | -   |                                |
| -               | とことめの里一志 デイサービスセンター  | -   | -   |                                |
| -               | 基本料金 1,500円<br>朝食 400円<br>昼・夕食 690円<br>おやつ 100円              | -   | -   |                                |
| -               | 1回6泊7日内  | -   | -   |                                |

## 津地区合併協議会 調整内容表

| 協議項目          |   |   |  |  |   | 専門部会  | 福祉保健部会  |  |
|---------------|---|---|--|--|---|---|---------|--|
| 関係項目          |   |   |  |  |   | 分科会   | 高齢福祉分科会 |  |
| 区分            | 構成市町村の現況  |   |  |  |   |   |         |  |
|               | 津市  | 久居市   | 河芸町  | 芸濃町  | 美里村   | 安濃町   |         |  |
| 19 配食サービス事業   | <p>一人1食以内の食事(昼食又は夕食)の配達、回収及び安否確認とその他食生活の改善に係る指導及び助言を行う。</p> <p>65歳以上の一人暮らし又は65歳以上のみで構成される世帯の者で調理することが困難な者(昼間独居は除く)。</p> <p>・利用料金・・・1食400円自己負担<br/>・事業費経費・・・1食650円</p> <p>・委託先・・・社会福祉法人等</p>   | <p>栄養のとれた食事を調理し、居宅に訪問して定期的に提供するとともに、当該利用者の安否を確認し健康状態に異常があった時は関連機関への連絡を行う。</p> <p>一人一日二食(昼食・夕食)の配達、回収及び安否確認を行う。</p> <p>65歳以上単身世帯、65歳以上のみの世帯で日常生活に支障のある者。</p> <p>・利用料金・・・1食400円自己負担<br/>・事業費経費・・・1食530円</p> <p>・委託先・・・民間事業者</p> | <p>月曜から金曜まで週5回の昼食のうち本人が希望する日。</p> <p>概ね70歳以上の一人暮らし、高齢者夫婦世帯、重度の心身障害者世帯。</p> <p>・利用料金・・・1食400円、おかず350円自己負担<br/>・事業費経費・・・1食600円、おかず550円</p> <p>・委託先 社会福祉協議会<br/>調理は、医療法人、社会福祉法人に再委託</p>         | <p>食事の配達、回収及び安否確認とその他食生活の改善に係る指導及び助言を行う。</p> <p>概ね65歳以上の一人暮らし又は概ね65歳以上のみで構成される世帯の者、又心身障害者</p> <p>・利用料金・・・自己負担<br/>昼 400円、夜 450円<br/>・事業費経費・・・830,000円</p> <p>・委託先・・・社会福祉法人</p> | <p>一人1食以内の食事(昼食又は夕食)の配達、回収及び安否確認とその他食生活の改善に係る指導及び助言を行う。</p> <p>概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯、又は心身障害があつて老衰、心身の障害及び疾病等の理由があつて調理困難な者。</p> <p>・利用料金・・・1食(主食+副食)500円(副食のみ) 450円<br/>・事業費経費・・・830,000円</p> <p>・委託先・・・社会福祉法人</p> | <p>一人2食以内の食事(昼食及び夕食)の配達、回収及び安否確認とその他食生活の改善に係る指導及び助言を行う。</p> <p>同左</p> <p>・利用料金・・・1食500円自己負担<br/>・事業費経費・・・1食700円</p> <p>・委託先・・・社会福祉法人等</p> |         |  |
| 20 外出支援サービス事業 | <p>・市内に住所を有する概ね65歳以上で次の全てに該当する高齢者。</p> <p>・対象者<br/>・外出時に車椅子を必要とする者又は寝たきりの者<br/>・一般の交通機関を利用することが困難な者<br/>・利用登録がされている者<br/>・介護者の同行が必要なときに対応できること</p> <p>・事業内容<br/>・車いす又はストレッチャーを載せることが可能なリフト付き移動用車両等により、居宅と施設等の間の送迎を行う。2週間に1回を限度とし、送及び迎の片道も可能。</p> <p>・利用施設<br/>・医療機関・福祉施設・公共機関及び福祉団体が主催する行事等の開催場所・その他市長が特に必要と認めた施設。</p> <p>・運行範囲<br/>・市内及び隣接市町村(市長が特に必要と認めた場合を除く)</p> <p>・利用料金<br/>・1回(往復) 800円自己負担</p> <p>・委託先<br/>・津市社会福祉協議会</p> | —   | <p>・運転ボランティアの協力を得て、病院等への送迎を実施。(付き添いが必要)</p> <p>・運転ボランティアの協力を得て、病院等への送迎を実施。(付き添いが必要)</p> <p>・病院等への送迎</p> <p>町内<br/>町外</p> <p>町内 300円<br/>町外 6km以内300円、1km超えるごとに50円</p> <p>・運転ボランティアと社協の協力</p> | —  | —   | —   | —       |  |

## 津地区合併協議会 調整内容表

| 調整の内容   |  | 19. 津市の例により調整する。(合併と同時に)<br>20. 津市の例により調整する。(合併と同時に)  |  |   |   |   |          |
|---|--|---|--|---|---|---|----------|
| 構成  | 市  | 町   | 村  | の   | 現 | 況 | 調整の具体的内容 |
| 香良洲町  | 一志町  | 白山町   | 美杉村  |   |   |   |          |
| 月3回の昼食の配達、安否確認をおこなう。<br><br>概ね75歳以上の単身世帯又は、概ね80歳以上のみで構成される世帯の者。<br><br>・利用料金・・・1食200円自己負担<br>・事業費経費・・・1食500円<br><br>・委託先・・・香良洲町社会福祉協議会  | 1日につき1食の食事の配達、回収及び安否確認とその他食生活の改善に係る指導及び助言を行う。<br><br>おおむね65歳以上の一人暮らし老人、高齢者夫婦<br><br>・利用料金・・・1食400円自己負担<br>・事業費経費・・・1食650円<br><br>・委託先・・・社会福祉法人等                                    | 月2回の昼食の配達<br><br>概ね70歳以上の単身世帯、高齢者世帯及びこれに準ずる世帯で老衰、心身の障害及び傷病等の理由により食事の調理が困難な者。<br><br>・利用料金・・・1食200円自己負担<br>・事業費経費・・・1食500円<br><br>委託先・・・指定業者 | 一人1食以内の食事(昼食又は夕食)の配達、回収及び安否確認とその他食生活の改善に係る指導及び助言を行う。<br><br>安濃町に同じ<br><br>・利用料金・・・1食400円自己負担<br>・事業費経費・・・3,000,000円(人件費、車両費等含む)<br><br>委託先・・・社会福祉協議会 | ・地域格差なく新市全域を対象とした配食サービス事業が行えるよう委託事業所の確保を図っていく。<br>なお、利用料金に係る公費負担額については一食250円/日の支援を行うこととし、対象者については津市の例により調整を行っていく。 |   |   |          |
| ・香良洲町内に住所を有する者で下記のいずれかに該当する者<br>・身障手帳又は療育手帳の保持者で歩行が困難な者<br>・高齢者で寝たきり状態の者<br>・痴呆性又は虚弱の高齢者で歩行が困難な者<br><br>・リフト付き移動車両等により居室と医療機関等の送迎を行う。1週間に1回を限度とする。<br><br>・医療機関においての通院、入退院時の送迎、福祉施設等において入退所時の送迎<br><br>・町内、一志郡内、津市内、久居市内、松阪市内、安芸郡内<br><br>・5km未満一片道100円、5～10km未満一片道200円、10km以上一片道300円<br><br>・香良洲町社会福祉協議会 | ・身体障害者手帳又は療育手帳を持っており、歩行困難又は社会的理由により一般の交通機関を利用することが困難な者。介護者の同行に対応できる者。<br><br>・2回/月<br><br>・社会参加、通院、買い物など。<br><br>・一志郡 久居 津 松阪市内<br><br>・30円/km<br><br>一志町社会福祉協議会<br>・運転ボランティアにより実施 | ・70歳以上の一人暮らしの高齢者及び75歳以上の高齢者世帯の方で一般の交通機関を利用することが困難な者もしくは障害者<br><br>ー<br><br>医療機関への通院援助<br><br>町内、郡内、津、久居<br><br>・無料<br><br>運転ボランティアにより実施     | ・村内に住所を有する概ね65歳以上で交通機関を利用することが困難な者<br><br>・社会福祉協議会の公用車による通院援助。<br><br>医療機関への通院援助<br><br>一志郡内、久居、松阪、名張市内<br><br>無料<br><br>社会福祉協議会事業                   | ・社会福祉協議会への委託事業として、移送用車両等の確保を図り、地域格差が生じないように調整していく。  |   |   |          |

## 津地区合併協議会 調整内容表

| 協議項目               |   |  |   |  |  | 専門部会   | 福祉保健部会  |
|--------------------|---|--|---|--|--|--|---------|
| 関係項目               |   |  |   |  |  | 分科会  | 高齢福祉分科会 |
| 区分                 | 構成市町村の現況  |  |   |  |  |  |         |
|                    | 津市  | 久居市  | 河芸町   | 芸濃町  | 美里村  | 安濃町  |         |
| 21 ヘルパー家事援助事業<br>① | ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話をを行うことにより、高齢者が居宅において健全で安らかな生活を営むための支援を行う。  | 日常生活において何らかの介護支援が必要な高齢者に対してホームヘルパーを派遣し、自立生活の助長、社会的孤立感の解消を図り高齢者の生活の安定に寄与する。 | 津市に同じ   | 津市に同じ  | ホームヘルパーを派遣し、高齢者等の日常生活の支援を行うことにより、居宅において健全で安らかな生活を営む事が出来るよう援助する。  | 津市に同じ  |         |
| ・対象者               | 高齢者単身世帯又は高齢者のみ世帯に属する介護保険非該当者等で日常生活上の援助が必要な人。  | 市内に住所を有する65歳以上の高齢者で、介護保険非該当者等  | 介護保険法第19条に基づく認定の結果、給付の対象に該当しなかった者であって、その者等の状況により、なんらかの支援が必要と認められた者その他おおむね65歳以上の者で町長が特に必要と認められた者 | 要介護認定の結果、非該当と認定された者で、日常生活において何らかの支援を必要と認められた者  | 同左   | 概ね65歳以上の高齢者及び高齢者のみで構成する世帯の者で、日常生活上の援助が必要な介護保険非該当者。   |         |
| ・委託先               | 社会福祉法人 高田福祉事業協会<br>〃 寿泉会<br>〃 青松園<br>〃 真善会<br>〃 洗心福祉会<br>〃 敬愛会<br>〃 キングスガーデン三重<br>津医療生活協同組合<br>社団法人 津地区医師会<br>社会福祉法人 津市社会福祉協議会<br>社団法人 津市シルバー人材センター | 社会福祉法人 久居市社会福祉協議会  | 社会福祉法人 河芸町社会福祉協議会   | 芸濃町社会福祉協議会   | 社会福祉法人 社会福祉協議会<br>社会福祉法人 新町福祉会<br>津安芸農業共同組合<br>ユリカ株式会社   | 安濃町社会福祉協議会   |         |
| ・実施場所又は施設名         | 社会福祉法人 高田福祉事業協会<br>〃 寿泉会<br>〃 青松園<br>〃 真善会<br>〃 洗心福祉会<br>〃 敬愛会<br>〃 キングスガーデン三重<br>津医療生活協同組合<br>社団法人 津地区医師会<br>社会福祉法人 津市社会福祉協議会<br>社団法人 津市シルバー人材センター | 久居市指定居宅サービス事業所(訪問介護)   | 社会福祉法人 河芸町社会福祉協議会   | 芸濃町社会福祉協議会   | 高齢者生活福祉センター<br>在宅複合施設 瑞晃苑<br>JA津安芸シルバー人材センター<br>ヘルパーステーション いこいの郷 ななくり  | 安濃町社会福祉協議会   |         |
| ・利用者負担             | 1時間当たり 160円   | 実働1時間につき2,080円の10%   | 要支援の者が家事援助を1時間未満受けただときの介護報酬額の10%。生計中心者が前年所得税非課税世帯(生活保護世帯含む)の場合は3%。(条件あり)                        | 1日当たりの負担割合<br>A 生活保護世帯 無料<br>B 基準額の75%<br>C 基準額の100%<br>D 基準額の125%<br>E 基準額の150%<br>訪問時間30分未満 無料<br>利用者負担の減免等有り。 | 要支援の者がそれぞれのサービスを受けたときの介護報酬額の20%(10円未満切り捨て)を基準額として、派遣対象者が支払うべき介護保険料の階層区分に応じて次のとおりとする(10円未満切り捨て)。<br>1日当たりの負担割合<br>第1段階 基準額の50%<br>第2段階 基準額の75%<br>第3段階 基準額の100%<br>第4段階 基準額の125%<br>第5段階 基準額の150%<br>生活保護受給者は、無料。 | 要介護の者が身体介護、家事援助を1時間未満受けただときの介護報酬額の20%(10円未満切り捨て)を基準額として、派遣対象者の所得階層区に応じて負担割合を定めるものとする。(10円未満切り捨て)。<br>基準額に対し1日当たりの負担割合<br>A 生活保護世帯 無料<br>B 基準額の 75%<br>C 基準額の100%<br>D 基準額の125%<br>E 基準額の150% |         |
| ・実施回数              | 週2時間以内  | 支給限度額49,200円以内(デイサービス利用者等は合わせて計算)  | 1週間に1回、1時間を限度。  | 地域支援会議で決定する  | 身体状況、世帯の状況等を十分検討の上決定   | 1週間に2回(1回1時間以内)  |         |

## 津地区合併協議会 調整内容表

| 調整の内容  |   | 21①新たに制度を制定する。(合併と同時)                     |   |  |
|--|---|---|---|--|
| 構成市町村の現況   |   |   |   | 調整の具体的内容   |
| 香良洲町   | 一志町   | 白山町                                       | 美杉村   |  |
| 地域住民が永年住み慣れた地域社会の中で引き続き生活していくことを支援する。  | 津市に同じ   | 津市に同じ                                     | 介護保険等の保険給付サービスを利用できない人に対し買い物掃除等の生活支援を行う。                      | ・国県補助対象事業について、利用者負担や事業費経費等を介護保険サービス訪問介護の生活援助中心に係る費用算定基準に準ずる事業として実施する方向で調整する。 |
| 高齢者単身世帯又は高齢者のみ世帯に属する者で日常生活上の援助が必要な人。   | おおむね65歳以上の者で介護保険で自立と認定された者でなんらかの支援が必要と認められる者                    | 高齢者単身世帯、高齢者のみ世帯に属する介護保険非該当者で日常生活上の援助が必要な人 | 65歳以上のひとり暮らしの老人の日常生活を営むうえでの不安や悩みに対する相談、助言、行政の手続きや代行など日常生活上の援助 |  |
| 社会福祉法人 香良洲町社会福祉協議会   | 社会福祉法人 一志町社会福祉協議会   | 社会福祉法人 白山町社会福祉協議会                         | 美杉村社会福祉協議会自主事業  |  |
| 社会福祉法人 香良洲町社会福祉協議会   | 社会福祉法人 一志町社会福祉協議会   | 社会福祉法人 白山町社会福祉協議会                         | 美杉村社会福祉協議会ボランティア事業  |  |
| 30分＝100円、会員制で行う事業で、会員の間での「地域支え合いサービス利用券」のやりとりをする。<br>★会員の種類<br>・協力会員～本事業に理解を有し、熱意を持ってサービス提供等の活動ができる者<br>・利用会員～日常生活上の援助が必要な者<br>・賛助会員～事業目的に賛同し、自発的に資金等を援助する個人及び法人又は団体<br>★利用方法<br>利用会員はサービスを受ける前に「地域支え合いサービス利用券」を購入し、サービス利用時に協力会員に渡さなければならない。 | ① 60分未満 300円<br>② 60分を超える者にあつては30分毎に100円を加算した額<br>③ 生活保護受給世帯は無料 | 1時間当たり<br>0円、208円、312円                    | 社協への協賛金(年)<br>年会費500円又は協力費500円或いは賛助金1,000円のいずれかが必要            |  |
| 実状に合わせて決定する  | 特に無し  | 週1回 1時間                                   | 必要とする人に対し判断により決定(介護保険非該当者)                                    |  |

## 津地区合併協議会 調整内容表

| 協議項目               |          |     |     |  |  | 専門部会  | 福祉保健部会  |
|--------------------|----------|-----|-----|--|--|---|---------|
| 関係項目               |          |     |     |  |  | 分科会   | 高齢福祉分科会 |
| 区分                 | 構成市町村の現況 |     |     |  |  |   |         |
|                    | 津市       | 久居市 | 河芸町 | 芸濃町  | 美里村  | 安濃町   |         |
| 21 ヘルパー家事援助事業<br>② | -        | -   | -   | ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話をを行うことにより、高齢者が居宅において健全で安らかな生活を営むための支援を行う。   | ホームヘルパーを派遣し、高齢者等の日常生活の支援を行うことにより、居宅において健全で安らかな生活を営む事が出来るよう援助する。  | ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話をを行うことにより、高齢者が居宅において健全で安らかな生活を営むための支援を行う。  |         |
| ・対象者               | -        | -   | -   | 要介護認定の結果、要支援及び要介護と認定された者で、状況により介護保険給付サービスを超えて日常生活において支援及び介護を必要とする者   | 要介護認定の結果、要支援及び要介護と認定された者で、状況により介護保険給付サービスを超えて日常生活において支援及び介護を必要と認めた者  | 概ね65歳以上の高齢者及び高齢者のみで構成する世帯で、日常生活上の援助が必要な者。   |         |
| ・委託先               | -        | -   | -   | 芸濃町社会福祉協議会   | 社会福祉法人 社会福祉協議会<br>社会福祉法人 新町福祉会<br>津安芸農業共同組合<br>ユリカ株式会社   | 安濃町社会福祉協議会<br>(社会福祉法人 明合乃里会)  |         |
| ・実施場所又は施設名         | -        | -   | -   | 芸濃町社会福祉協議会   | 高齢者生活福祉センター<br>在宅複合施設 瑞晃苑<br>JA津安芸シルバー人材センター<br>ヘルパーステーション いこいの郷 ななくり  | 安濃町社会福祉協議会<br>(社会福祉法人 明合乃里会)  |         |
| ・利用者負担             | -        | -   | -   | 1日当たりの負担割合<br>A 生活保護世帯 無料<br>B 基準額の75%<br>C 基準額の100%<br>D 基準額の125%<br>E 基準額の150%<br>訪問時間30分未満 無料<br>利用者負担の減免等有り。 | 要支援の者がそれぞれのサービスを受けたときの介護報酬額の20%(10円未満切り捨て)を基準額として、派遣対象者が支払うべき介護保険料の階層区分に応じて次のとおりとする(10円未満切り捨て)。<br>1日当たりの負担割合<br>第1段階 基準額の50%<br>第2段階 基準額の75%<br>第3段階 基準額の100%<br>第4段階 基準額の125%<br>第5段階 基準額の150%<br>生活保護受給者は、無料。 | 要介護の者が身体介護、家事援助を1時間未満受けたときの介護報酬額の20%(10円未満切り捨て)を基準額として、派遣対象者の所得階層区に応じて負担割合を定めるものとする。(10円未満切り捨て)。<br>基準額に対し1日当たりの負担割合<br>A 生活保護世帯 無料<br>B 基準額の75%<br>C 基準額の100%<br>D 基準額の125%<br>E 基準額の150%<br><br>通院介助 600円/回<br><br>安否確認 |         |
| ・実施回数              | -        | -   | -   | 地域支援会議で決定する  | 身体状況、世帯の状況等を十分検討の上決定   | 1週間に2回まで(1回1時間以内)   |         |

## 津地区合併協議会 調整内容表

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 調整の内容 | 21②新たに制度を制定する。(合併と同時) |
|-------|-----------------------|

| 構 成 市 町 村 の 現 況 |     |     |     | 調整の具体的内容                       |
|-----------------|-----|-----|-----|--------------------------------|
| 香良洲町            | 一志町 | 白山町 | 美杉村 |                                |
| -               | -   | -   | -   | ・新たに痴呆高齢者等支援事業等として実施する方向で調整する。 |
| -               | -   | -   | -   |                                |
| -               | -   | -   | -   |                                |
| -               | -   | -   | -   |                                |
| -               | -   | -   | -   |                                |
| -               | -   | -   | -   |                                |

## 津地区合併協議会 調整内容表

|      |  |      |         |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 |  | 専門部会 | 福祉保健部会  |
| 関係項目 |  | 分科会  | 高齢福祉分科会 |

| 区分                           | 構成市町村の現況  |   |  |  |  |   |
|------------------------------|---|---|--|--|--|---|
|                              | 津市  | 久居市   | 河芸町  | 芸濃町  | 美里村  | 安濃町   |
| 22 家族介護慰労事業                  | <p>・要介護認定4又は5と認定された市民税非課税世帯の高齢者であって、認定状態が継続しているにもかかわらず、在宅で過去1年間に介護保険サービス(1週間以内の短期入所を除く)を受けなかった者を、同居又は、隣接して居住しながら介護していた家族。</p> <p>・対象者としては、介護を受けている同居家族又は同居していないが事実上同居と同様であると市長が認める者<br/>*3カ月以内の入院を除く。入院期間と同期間経過後1年間とする。</p> <p>・事業内容・・・在宅高齢者一人につき100,000円を助成する。</p> | <p>・同左</p> <p>・同左</p> <p>・同左</p>  | <p>河芸町に1年以上住所を有し、要介護認定4又は5と認定された町民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間に法に基づく給付(1週間以内の短期入所等を除く)を受けなかった者を、同居又は、隣接して居住しながら介護していた家族に慰労金を支給。</p> <p>河芸町に1年以上住所を有し、要介護認定4又は5と認定された町民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間に法に基づく給付(1週間以内の短期入所等を除く)を受けなかった者を、同居又は、隣接して居住しながら介護していた家族</p> <p>・同左</p> | <p>・津市に同じ</p> <p>・津市に同じ</p> <p>・同左</p>   | <p>・同左</p> <p>・同左<br/>ただし、*以降を除く</p> <p>・同左</p>  | <p>・同左</p> <p>・同左</p> <p>・同左</p>  |
| 23 紙おむつ等給付事業<br><br>※協議会協議項目 | <p>・概ね65歳以上で、在宅において、失禁状態にあるため紙おむつ等の使用が必要であると認められる者。市民税非課税世帯(生活保護世帯は除く)</p> <p>・一人1日につき、パンツ型紙オムツ3枚、リハビリパンツ2枚又は尿取りバック6枚のいずれかを1週間分まとめて現物支給する。業者が週1回家庭を回り、1週間分を手渡しし、使用済みの物を回収する。</p> <p>利用料金・・・無料</p>   | <p>・本市に住所を有する65歳以上の者で、居宅において失禁状態であるために常時おむつの使用が必要であり、市長が必要と認めた者(生活保護世帯は、除く)(申請時に領収書必要)</p> <p>・助成金・・・一月当たり5,000円を限度として支給する。</p> | <p>・年齢が65歳以上の者、及び60歳以上の老人性痴呆症、療育手帳所持者、身障1、2級で20歳以上の人で、失禁状態にあり、常時おむつ使用が必要な人。(介護保険等施設入所者を除く)</p> <p>・一人、1月あたり4,000円を限度として現物支給。おむつ一覧の中から選び、月初めに4,000円分を業者が宅配。<br/>(現物給付が困難な場合現金給付あり)</p> <p>・津市に同じ</p>  | <p>・寝たきり度判定基準によるランクB・Cの者、痴呆老人の日常生活自立度判定基準によるランクⅢ以上の者、身障1・2級で常時オムツの使用が必要であると認められる者、療育手帳の総合判定でAで常時オムツの使用が必要であると認められる者</p> <p>・月4,500円限度現物給付ただし、介護保険施設サービス受給者以外の者で、現物支給が困難な場合には、月4,500円現金支給する。<br/>15年度から社協会への委託事業。</p> | <p>・65歳以上の者、及び60歳以上の老人性痴呆又は、20歳以上の1級及び2級の障害を有する者で、失禁状態に有り、常時オムツの使用が適切であると判断した者で、美里村に引き続き6ヶ月以上居住している者、その他、村長が必要と認めた者。</p> <p>・1ヶ月あたり、3,000円の支給を行う。<br/>(申請を提出した翌月より支給する。)</p> | <p>・概ね65歳以上で、身体及び精神上の著しい障害があるため、居宅において常に介護が必要で、かつ、失禁状態にあるため常に紙おむつ等の使用が必要であると認められる者。</p> <p>・1ヶ月5,000円を限度に利用者の請求(請求書におむつ領収書を添付)により申請し指定口座へおむつ代を振り込む。<br/>尿とりパットも含む、入院中の者も含む。</p> |



## 津地区合併協議会 調整内容表

|      |  |      |         |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 |  | 専門部会 | 福祉保健部会  |
| 関係項目 |  | 分科会  | 高齢福祉分科会 |

| 区分                | 構成市町村の現況   |  |   |   |  |  |
|-------------------|--|--|---|---|--|--|
|                   | 津市   | 久居市  | 河芸町   | 芸濃町   | 美里村  | 安濃町  |
| 24 訪問介護利用料軽減事業    | <p>・介護保険制度施行時にホームヘルプサービス(老人ホームヘルプサービス及び障害ホームヘルプサービス)を利用していた者で、生計中心者が所得税非課税世帯である世帯の者。<br/>※生活保護含む。措置時の費用負担が0円の階層。課税世帯になればその時点で打ち切り。</p> <p>・事業内容<br/>平成12年度から14年度までの3年間3%を自己負担(7%軽減)<br/>平成15年度から16年度までの2年間6%を自己負担(4%軽減)<br/>平成17年度から10%自己負担(正規に戻る)</p> | ・同左  | ・同左   | ・同左   | ・同左  | ・同左  |
| 25 友愛訪問事業         | —  | <p>・対象者・・・市内在住する65歳以上のひとり暮らし老人を訪問。相談相手となり安否確認や孤独感をいやす。</p> <p>・訪問主体・・・久居市老人クラブ連合会</p> <p>・委託先・・・久居市老人クラブ連合会</p>  | —   | —   | —  | —  |
| 26 介護保険事業計画等検討委員会 | <p>・介護保険事業計画及び高齢健康福祉事業計画作成についての各方面からの意見を求めている。</p> <p>医師会<br/>歯科医師会<br/>薬剤師会<br/>三重県老人保健施設協会<br/>社会福祉協議会<br/>民生委員児童委員連絡協議会<br/>ボランティア連絡協議会<br/>老人福祉施設協会<br/>老人クラブ連合会<br/>婦人会連絡協議会<br/>自治会連合会<br/>公募被保険者(男・女)<br/>商工会議所<br/>市議会</p>                     | <p>・同左</p> <p>医師会、歯科医師会、薬剤師会<br/>学識経験者、老健施設等<br/>社会福祉協議会<br/>民生委員児童委員連絡協議会<br/>ボランティア連絡協議会<br/>特養施設<br/>老人クラブ連合会<br/>婦人会連合会、自治会連合会<br/>ホームヘルパー代表<br/>身体障害者互助会<br/>在介センター、介護経験者<br/>商工会議所、市議会、特別職</p> | <p>・河芸町高齢者保健福祉計画運営協議会<br/>高齢者保健福祉計画の進捗状況と評価について広く意見を求め、計画の効果的な推進と総合的な高齢者福祉の向上を図る。</p> <p>・河芸町介護保険運営協議会<br/>介護保険事業の円滑な運営を図るため、事業の推進にかかる重要事項、苦情処理等について審議する。</p> | <p>・介護保険事業計画及び高齢健康福祉事業計画作成についての各方面からの意見を求めている。</p> <p>医師会<br/>老人会会長<br/>社会福祉協議会<br/>老人保健施設<br/>特養施設<br/>議会<br/>民生児童委員協議会<br/>被保険者代表</p> | <p>・美里村介護保険事業計画策定等検討委員会<br/>介護保険事業の策定、及び老人福祉計画の見直しにあたり、広く意見を求めると共に、高齢者施策の効果的な推進を図る。</p> <p>医師会<br/>歯科医師会<br/>老人会会長<br/>区長代表<br/>社会福祉協議会<br/>老人保健施設<br/>議会<br/>民生児童委員協議会<br/>2号被保険者代表</p> | <p>・安濃町介護保険運営協議会<br/>介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定、見直しにあたり各方面からの意見を求めている。</p> <p>被保険者代表<br/>保険サービス事業者及び在宅介護支援等を代表する委員<br/>公益を代表する委員</p> |

## 津地区合併協議会 調整内容表

|       |   |
|-------|---|
| 調整の内容 | 24. 現行のまま新市に引き継ぐ。<br>25. 廃止の方向で調整する。<br>26. 津市の例により調整する。(合併と同時) |
|-------|---|

| 構 成 市 町 村 の 現 況  |                        |                        |                        | 調整の具体的内容   |
|--|------------------------|------------------------|------------------------|--|
| 香良洲町   | 一志町                    | 白山町                    | 美杉村                    |  |
| ・同左<br>ただし、事務は広域連合にて実施   | ・同左<br>ただし、事務は広域連合にて実施 | ・同左<br>ただし、事務は広域連合にて実施 | ・同左<br>ただし、事務は広域連合にて実施 | ・16年度で国県補助廃止予定。<br>・一志広域連合で実施してきた訪問介護利用料軽減事業事務については、新市に引き継ぐ。 |
| -  | -                      | -                      | -                      |  |
| ・一志郡内統一して高齢者保健福祉計画を作成する。計画の内容としては、広域的政策と各町村別政策の2編構成としている。<br><br>介護保険事業計画は一志地区広域連合にて策定委員会を設置し、策定の事務全てをおこなっている。<br>介護保険事業計画作成についての各方面からの意見を求めている。 | ・同左                    | ・同左                    | ・同左                    | ・委員編成を含め津市の例により調整する。   |

## 津地区合併協議会 調整内容表

|      |  |      |         |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 |  | 専門部会 | 福祉保健部会  |
| 関係項目 |  | 分科会  | 高齢福祉分科会 |

| 区分                                | 構成市町の現況   |  |     |     |     |     |
|-----------------------------------|---|--|-----|-----|-----|-----|
|                                   | 津市  | 久居市  | 河芸町 | 芸濃町 | 美里村 | 安濃町 |
| 27 シルバー作品展事業                      | —   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・年一回8月に開催</li> <li>・市内に在住の60歳以上の高齢者が出展する資格があり、一人3点まで出展が可能</li> <li>・専門家を含む審査委員により出展品の中から市長賞をはじめとする各賞を選出する。</li> <li>・選出者に対して賞状と記念品を贈呈する。優秀作品は、県の作品展へ出展。</li> </ul>  | —   | —   | —   | —   |
| 28 老人実態調査事業                       | —   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に居住する満65歳以上のひとり暮らし老人及びねたきり老人を訪問、面接調査を行いひとり暮らし老人ネットワーク票及びねたきり老人福祉票を作成する。</li> <li>・委託先・・・久居市民生委員児童委員協議会</li> </ul>  | —   | —   | —   | —   |
| 29 高齢者住宅改造補助事業                    | 居室、浴室、台所、トイレ等の一部改造(新築、増築又は維持補修的な改造を除く。)に対し、工事代金の3分の2(90万円を越えるときは、90万円の3分の2。なお、介護保険対象者は70万円の3分の2。) | ・同左  | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左 |
| 30 高齢者訪問理美容サービス事業<br><br>※協議会協議項目 | —   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者・・・介護保険要介護4又は5で理髪店や美容院に出向くことが困難な65歳以上の在宅高齢者</li> <li>・利用回数・・・原則として3ヶ月に1回</li> <li>・利用者負担・・・事業者が定める調髪等にかかる理美容実費額を負担する</li> <li>・サービスを提供する際、対象者の身体の移動や支え等の身体介護に属する部分については対象者の家族等において行う</li> <li>・委託先・・・三重県美容業生活衛生同業組合久居支部、三重県理容業生活衛生同業組合久居支部</li> <li>・委託料・・・単価による契約、訪問実施1件につき1,500円</li> </ul> | —   | —   | —   | —   |

## 津地区合併協議会 調整内容表

| 調整の内容  | 27. 廃止の方向で調整する。<br>28. 久居市の例により調整する。(合併と同時)<br>29. 現行のまま新市に引き継ぐ。<br>30. 久居市の例により調整する。(合併と同時)  |     |     |                                    |
|--|---|-----|-----|------------------------------------|
| 構成市町村の現況   |   |     |     | 調整の具体的内容                           |
| 香良洲町   | 一志町   | 白山町 | 美杉村 |                                    |
| —  | —   | —   | —   | ・老人クラブ連合会等の活動として実施可能なため廃止の方向で調整する。 |
| —  | —   | —   | —   |                                    |
| ・同左  | ・同左   | ・同左 | ・同左 |                                    |
| 対象者・・・久居市に同じ<br>委託先・・・三重県美容業生活衛生同業組合久居支部<br>三重県理容生活衛生同業組合久居・一志支部<br>委託料・・・久居市に同じ | 対象者・・・久居市に同じ<br>利用回数・・・原則として3ヶ月に1回<br>利用者負担・・・事業者が定める調髪等にかかる理美容実費額を負担する<br>サービス利用券の交付<br>委託先・・・三重県美容業生活衛生同業組合久居支部<br>三重県理容生活衛生同業組合久居・一志支部 | ・同左 | ・同左 |                                    |

## 津地区合併協議会 調整内容表

|      |  |      |         |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 |  | 専門部会 | 福祉保健部会  |
| 関係項目 |  | 分科会  | 高齢福祉分科会 |

| 区分   | 構成市町村の現況                    |                             |   |   |   |   |
|--|-----------------------------|-----------------------------|---|---|---|---|
|  | 津市                          | 久居市                         | 河芸町   | 芸濃町   | 美里村<br>安濃町  |   |
| 31 在宅寝たきり老人等寝具乾燥事業<br>※協議会協議項目<br><br>・対象者<br><br><br>・事業内容<br><br><br>・利用料金 | —<br><br><br>—<br><br><br>— | —<br><br><br>—<br><br><br>— | ・介護保険要介護4以上の在宅老人<br><br><br>・寝具の洗濯、乾燥、消毒サービス事業<br>・利用回数 年2回<br>・在宅寝たきり老人当が使用する敷布団・掛布団・毛布とし1回あたり各1枚を限度<br><br>・自己負担・・・費用の30%<br>敷布団2,500円、掛布団2,500円、毛布500円(税込み) 計5,500円で実施業者指定 | ・同左<br><br><br>・寝具の洗濯、乾燥、消毒サービス事業<br>・利用回数 年2回<br>・在宅寝たきり老人当が使用する敷布団・掛布団・毛布とし1回あたり各1枚を限度<br><br>・自己負担・・・費用の30%<br>寝具丸洗い(掛布団・敷き布団、毛布)セット6,000円/回(消費税別途)で実施業者指定 | ・美里村に引き続き6ヶ月以上住所を有し、次のいずれかに該当する者<br>○概ね65歳以上の一人暮らし高齢者<br>○老衰、心身の障害及び疾病等の理由により、臥床している概ね65歳以上の高齢者<br>○重度の身体障害者の為に臥床している身体障害者(児)<br><br>・寝具(掛け布団、敷き布団、毛布各1枚を1式)の洗濯・乾燥・消毒(一年に2回利用可能)<br><br>・無料 *ただし、代替え布団においては、掛け布団、敷き布団、毛布各1枚500円の自己負担。<br>・委託先・・・サン・リフレッシュサービス | ・概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみ世帯、障害者世帯<br><br><br>・寝具類等の衛生管理が困難な高齢者及び障害者に対して、寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを年2回実施する。<br><br>・掛布団・敷布団・毛布 1セットで個人負担1,890円/回<br>町と委託契約した指定業者が実施。 |
| 32 寝たきり予防推進委員会   | —                           | —                           | —   | ・寝たきり予防推進委員会を設置<br>・委員会 年4～6回程度開催<br>・寝たきり予防対策の各種事業に対し、助言、その他の支援を行う。<br>・委員会は15人以上をもって構成  | —   |   |
| 33 生活習慣病予防事業   | —                           | —                           | —   | ・生活習慣病予防教室の開催<br>・体力測定<br>・ウォーキングを中心とした運動の実技<br>・食生活、生活習慣病に関する講義<br>(栄養士、医師による)<br>・血液検査の実施<br>・委託先 三重大学 教育学部   | —   |   |

## 津地区合併協議会 調整内容表

| 調整の内容 | 31. 新たな制度を制定する。(合併と同時)<br>32. 廃止の方向で調整する。<br>33. 廃止の方向で調整する。  |     |  |     |  |
|-------|---|-----|--|-----|--|
| 構成    | 市   | 町   | 村                                      | の現況 | 調整の具体的内容   |
| 香良洲町  | 一志町   | 白山町 | 美杉村                                    |     |  |
| —     | ・介護保険要介護4以上の者<br>・身障手帳1、2級所持者で寝たきりの者<br><br>・寝具(掛け布団、敷き布団、毛布各1枚を1式)の洗濯・乾燥(一年に2回利用可能)<br><br>・1回600円 | 同左  | ・村内に在住する高齢者等<br><br><br>・寝たきり老人等の寝具の乾燥 |     | ・事業内容、利用料金については河芸町の例により調整を行う。<br>ただし、対象者については、河芸町の例に「身障手帳1、2級所持者と寝たきりの者」を含めることとする。 |
| —     | —   | —   | —                                      |     | ・介護予防事業(No.15)での対応可能により廃止の方向で調整する。   |
| —     | —   | —   | —                                      |     | ・介護予防事業(No.15)及び食生活改善事業(No.16)での対応可能により廃止の方向で調整する。                                 |

## 津地区合併協議会 調整内容表

|      |  |      |          |
|------|--|------|----------|
| 協議項目 |  | 専門部会 | 福祉保健部会   |
| 関係項目 |  | 分科会  | 高齢者福祉分科会 |

| 区分                              | 構成市町村の現況 |     |     |  |     |   |
|---------------------------------|----------|-----|-----|--|-----|---|
|                                 | 津市       | 久居市 | 河芸町 | 芸濃町                                    | 美里村 | 安濃町   |
| 34 高齢者デイサービス・ショートステイ利用者負担軽減助成事業 | —        | —   | —   | —                                      | —   | ・高齢者がデイサービス・ショートステイを利用した場合に、その利用料の一部を助成する。(町と事業委託契約している施設での利用は除く)<br>・デイサービス 週一回<br>介護度 控除額 限度額<br>(円/回) (円/回)<br>要支援 1,200 4,400<br>1・2 1,200 5,420<br>3～5 1,300 7,940<br>自立者 1,000 2,000<br>・ショートステイサービス 2ヶ月に7日間<br>3,000 4,000 |
| 35 住宅改修指導事業                     | —        | —   | —   | ・作業療法士が家庭を訪問し、住宅改修に関して助言を行う。<br>利用料 無料 | —   | —   |
| 36 福祉機器及び住宅整備資金助成               | —        | —   | —   | —                                      | —   | ・住民税非課税世帯対象者が介護機器を購入する場合、及び居宅等を改造しようとする場合に、購入等かかった費用の1/2を助成。<br>限度額 福祉機器 50,000円<br>住宅改造 100,000円   |
| 37 軽度生活援助サービス事業                 | —        | —   | —   | —                                      | —   | ・高齢者等が、シルバー人材センターを利用し草刈作業等の軽易な作業を依頼し、その利用料を支払った場合にその利用料の1/2を助成する。4週間に4時間を限度とする。   |

## 津地区合併協議会 調整内容表

|       |  |
|-------|--|
| 調整の内容 | 34. 廃止の方向で調整する。<br>35. 廃止の方向で調整する。<br>36. 廃止の方向で調整する。<br>37. 廃止の方向で調整する。 |
|-------|--|

| 構成市町村の現況 |     |     |     | 調整の具体的内容                                  |
|----------|-----|-----|-----|---|
| 香良洲町     | 一志町 | 白山町 | 美杉村 |   |
| —        | —   | —   | —   |   |
| —        | —   | —   | —   | ・住宅改修支援事業において対応可能なため廃止の方向で調整する。           |
| —        | —   | —   | —   | ・介護保険サービス(福祉用具貸与・購入等)内容との整理により廃止の方向で調整する。 |
| —        | —   | —   | —   | ・介護保険サービス(訪問介護)内容との整理により廃止の方向で調整する。       |

## 津地区合併協議会 調整内容表

|      |  |      |         |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 |  | 専門部会 | 福祉保健部会  |
| 関係項目 |  | 分科会  | 高齢福祉分科会 |

| 区分                  | 構成市町村の現況   |  |     |     |     |   |
|---------------------|--|--|-----|-----|-----|---|
|                     | 津市   | 久居市  | 河芸町 | 芸濃町 | 美里村 | 安濃町   |
| 38 一志社会福祉施設組合負担金    | —  | ・一志社会福祉施設組合立施設である「一志寮」の運営費を構成である7市町村で負担をする | —   | —   | —   |   |
| 39 高齢者生活支援事業見守りケーブル | —  | —  | —   | —   | —   |   |
| 40 福祉機器の貸し出し        | —  | —  | —   | —   | —   | —   |
| 41 住宅改修支援事業(理由書作成)  | ・居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給の申請に係る理由書の作成業務<br>1件2,000円 | ・同左  | ・同左 | ・同左 | ・同左 | ・同左   |
| 42 介護保険利用者負担軽減措置    | —  | —  | —   | —   | —   | ・介護保険の認定を受け、当該年度町民税非課税世帯に属する者で、介護保険サービスを利用し利用料を支払った場合に、その利用料の半額を助成する。 |

## 津地区合併協議会 調整内容表

|       |   |
|-------|---|
| 調整の内容 | 38. 廃止の方向で調整する。<br>39. 現行のまま新市に引き継ぐ。<br>40. 廃止の方向で調整する。<br>41. 現行のまま新市に引き継ぐ。<br>42. 廃止の方向で調整する。 |
|-------|---|

| 構成市町村の現況 |                                       |     |                              | 調整の具体的内容  |
|----------|---------------------------------------|-----|------------------------------|---|
| 香良洲町     | 一志町                                   | 白山町 | 美杉村                          |   |
| ・久居市に同じ  | ・同左                                   | ・同左 | ・同左                          | ・組合の解散については組合構成市町村の協議により決定する。   |
| —        | ・一志町ケーブルテレビを活用した、1日1回のテレビ電話           | —   | ・美杉村ケーブルシステムを利用した安否確認1日1回行う。 | ・ケーブル施設は「現行のまま新市に引き継ぐ」ことのため、それに付随する事業であるため現行のまま新市に引き継ぐ方向で調整する。  |
|          | ・介護用ベッド マット 車椅子 歩行器 エアマットの貸し出し 利用料…無料 |     | —                            | ・介護保険サービス(福祉用具貸与・購入)内容等との整理により廃止の方向で調整する。<br>・すでに社会福祉協議会にて実施されている事業であることから、新市において当該事業を実施せず、新市社会福祉協議会にて、引き続き実施していただけるよう調整を図っていく。 |
| ・同左      | ・同左                                   | ・同左 | ・同左                          |   |
| —        | —                                     | —   | —                            | ・社会福祉法人等利用者負担減免事業(介護保険分科会・No.34)との調整により廃止の方向で調整する。  |

## 津地区合併協議会 調整内容表

|      |  |      |         |
|------|--|------|---------|
| 協議項目 |  | 専門部会 | 福祉保健部会  |
| 関係項目 |  | 分科会  | 高齢福祉分科会 |

| 区分                                 | 構成市町村の現況   |  |        |   |  |  |
|------------------------------------|--|--|--------|---|--|--|
|                                    | 津市   | 久居市  | 河芸町    | 芸濃町   | 美里村  | 安濃町  |
| 43 福祉浴運営                           | —  | —  | —      | —   | —  | —  |
| 44 高齢者の障害者控除認定(特別障害者認定)            | <p>・65歳以上の重度の障害のある特別障害者に相当するが障害者手帳を持っていない人で介護認定を受けている高齢者を扶養している家族からの申請により障害者控除対象者認定書を交付することにより所得税・住民税の障害者控除が受ける事ができる。</p> <p>認定書交付要件…介護認定による介護度(4、5)主治医意見書による日常生活自立度(B1、B2、C1、C2・Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ、M)などから心身の障害理由と程度を判定する。</p> <p>・障害の程度が比較的軽い障害者控除の認定については、高齢者であっても身体障害者手帳等の交付申請の手続きにより障害者の判定(高齢福祉対象外)</p> | <p>・身体障害者手帳、精神障害者手帳等を有していない又は指定機関による知的障害者の判定を受けていない65歳以上の高齢者に対し、認定書を交付することにより所得税、住民税の障害者控除を受けることができる。</p> <p>認定要件</p> <p>・特別障害者控除:介護保険要介護認定者の認定資料(認定調査票・主治医意見書)の障害老人の日常生活自立度B1以上又は痴呆老人の日常生活自立度Ⅲa以上、介護認定を受けていない場合は6ヶ月以上臥床</p> <p>・障害者控除:介護認定者で認定資料が障害老人の日常生活自立度A1又はA2あるいは痴呆老人の日常生活自立度Ⅱa又はⅡb</p> | ・津市に同じ | ・同左   | <p>・障害者手帳を否保持者で、要介護認定4又は5の方で、主治医意見書に記載されている日常生活自立度・痴呆度が、一定の基準以上の方が、所得税・住民税の障害者控除が受ける事ができる。</p> <p>H14年度対象者…71名<br/>(うち、17名は死亡者、21名は身障手帳所持)<br/>H14年度証明者数…19名</p> <p>*14年度においては1月の広報にて周知。27名は郵送にて周知をする。</p> | <p>・65歳以上で安濃町に住民登録のある<br/>要介護(要支援)認定者</p> <p>「障害者控除対象者認定証明願いの提出により</p> <p>介護保険制度に基く要介護度が4又は5の65才以上の方で要介護認定にかかる主治医意見書に記載の日常生活自立度(寝たきり度B1以上、痴呆度Ⅲa以上)等により、要介護認定者を障害者に準じるもの等として町長が認定するにあたり「障害者控除対象者認定書」の交付事務を行う。</p> |
| 45 徘徊高齢者家族支援サービス事業<br><br>※協議会協議項目 | —  | <p>・在宅で生活する痴呆徘徊高齢者等を介護している家族に対し、徘徊探索器を貸与することにより痴呆性高齢者等が徘徊した場合、早期に発見し、事故の防止を図るなど、家族等が安心して介護できる環境を整備し、福祉の増進を図る。</p> <p>平成15年度から加入料金、本体・付属品は市負担、位置情報提供料金及び現場急行料金は利用者負担委託先 民間業者</p>  | —      | <p>・痴呆性高齢者を介護している家族等に対し、徘徊高齢者の事故の防止を図るとともに家族等が安心して介護できる環境を整備し、在宅生活の安全と向上を図る</p> <p>機器導入時の初期導入経費を町が負担する。</p> | —  | —  |

## 津地区合併協議会 調整内容表

| 調整の内容   | 43. 現行のまま新市に引き継ぐ。<br>44. 津市・河芸町の例により調整する。<br>45. 久居市の例により調整する。  |     |     |         |  |
|---|---|-----|-----|---------|--|
| 構成  | 市   | 町   | 村   | の現況     | 調整の具体的内容                                     |
| 香良洲町  | 一志町   | 白山町 | 美杉村 |         |  |
| —   | とことめの里で実施<br>営業時間：月水木金土曜日（ただし祝日の場合は休館）<br>営業時間：午後1時～4時<br>休館日：火・日曜日、及び祝日<br>＊介助のため介護者も一緒に入浴される方には、月水木金土曜日の午前10時～午後1時までを1家族1時間の予約制として開館している。<br>＊入館料：ひとり300円 | —   | —   | —       | ・施設は現行のまま新市に引き継ぐこととするが、施設利用者については新市全域を対象とする。 |
| ○障害者手帳を持っていない65歳以上で精神又は身体に障害のある人で、その年の12月31日において、要介護認定をうけており、次に該当する者。<br>・特別障害者控除対象者<br>直近の介護認定審査会資料における障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）B1、B2、C1又はC2或いは、痴呆性老人の日常生活自立度がⅢa、Ⅲb、Ⅳ又はM<br>・障害者控除対象者<br>直近の介護認定審査会資料における障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）A1、又はA2或いは、痴呆性老人の日常生活自立度がⅡa又はⅡb<br>なお、上記を原則とし、自立度と介護度の差異が顕著なものについては、主治医意見書等により総合的に判断し、認定するものとする。 | ・同左   | —   | —   | ・香良洲に同じ |  |
| ・久居市に同じ   | —   | —   | —   | —       |  |

## 津地区合併協議会 調整内容表

| 協議項目                             |  |                                      |   |  |  | 専門部会   | 福祉保健部会  |
|----------------------------------|--|--------------------------------------|---|--|--|--|---------|
| 関係項目                             |  |                                      |   |  |  | 分科会  | 高齢福祉分科会 |
| 区分                               | 構成市町村の現況   |                                      |   |  |  |  |         |
|                                  | 津市   | 久居市                                  | 河芸町   | 芸濃町  | 美里村  | 安濃町  |         |
| 46 高齢者生活福祉センター居住事業               | —  | —                                    | —   | —  | ・概ね65歳以上の一人暮らし<br>・概ね65歳以上の夫婦のみの世帯<br>・家族による援助を受ける事が困難な者<br><br>利用料<br>室料・・・国の定める費用負担額<br>公益料(光熱水費)<br>・・・1室1名 12,000円<br>1室2名 15,000円<br><br>社会福祉協議会へ委託 | —  |         |
| 47 高齢者介護手当支給事業(重度心身障害者等介護手当支給事業) | ・6か月以上寝たきりの65歳以上の者を常時介護を行う者に重度心身障害者等介護手当を支給する(特別障害者手当の対象となる障害があるが、所得制限で手当の支給がされなかった人)(手帳所有者) | ・6か月以上寝たきりの65歳以上の老人(B・Cランク又は民生委員の証明) | ・身体障害者1級から2級又は知能指数35以下又は老人性痴呆の者   | ・寝たきりB・Cランク又は痴呆ランク3以上で入院や入所をしていない在宅の人<br>・平成15年度より要介護4または要介護5と判定された者、または知的障害と判定された者のうち障害の程度が最重度の者(在宅において生活している者) | —  | ・3か月以上寝たきり(B・Cランク)又は重度の痴呆性老人を介護する家庭介護手当を支給する |         |
|                                  | 月 12,000円<br>H13・・・10人<br>H14・・・6人   | 月5,000円<br>H13・・・173人<br>H14・・・184人  | 月3,000円<br>H13・・・2人<br>H14・・・2人   | 月5,000円<br>H13・・・37人<br>H14・・・37人  | —  | 月3,000円<br>H13・・・9人<br>H14・・・8人              |         |
| 48 福祉連絡協力員制度                     | —  | —                                    | ・在宅の要介護者(高齢者、障害者等)若しくは要援護となるおそれのある人が適切に各種の保健福祉サービスを受け、安心安全に暮らしていくことができる地域づくりをめざす。このため、これらの人と日常接する機会が多い新聞販売店、郵便局に連絡協力員としてお願いをしている。 | —  | —  | —  |         |
| 49 ゲートボール場整備事業費補助金               | —  | —                                    | ・ゲートボール場の新設造成費(1自治会1箇所面積等要件あり)、及び設備(1回限り。ベンチ・フェンス・便所)の購入設置費補助(規定)。<br>補助率1/2。補助金限度額:造成30万円。設備10万円                                 | —  | —  | —  |         |

## 津地区合併協議会 調整内容表

| 調整の内容  |  | 46. 現行のまま新市に引き継ぐ。<br>47. 新たに制度を制定する。(合併と同時に)<br>48. 廃止の方向で調整する。(合併と同時に)<br>49. 廃止の方向で調整する。(合併と同時に) |  |   |
|--|--|--|--|---|
| 構成   |  | 市 町 村 の 現 況  |  | 調整の具体的内容  |
| 香良洲町   | 一志町  | 白山町  | 美杉村  |   |
|  |  |  | ・65歳以上の一人暮らしのもの及び夫婦のみの世帯<br>・養護老人ホームの基準に該当する者<br>・独立して生活することに不安のある方<br>・原則自炊が出来るもの<br><br>入居期間・原則1ヶ月以内ただし独立して生活することに不安がある場合は更に更新できる<br>使用料・・・生活支援ハウス運営実施事業実施要綱(国の定める費用負担額同額)による<br>光熱水費・・・テレビ等30円/日+入浴や空調等300円/日<br><br>社会福祉協議会へ委託 | ・運営方法は、美里の例により調整実施。<br>・施設は現行のまま新市に引き継ぐこととするが、施設利用者については新市全域を対象とする。 |
| ・自ら起居生活(食事、排泄の始末等)ができず家庭において常時介護を必要とする者の介護者に支給する(介護度4・5、身障3級以上、IQ35以下)<br>*手帳の有無関係なし | ・心身に障害を有し、在宅で常時介護を必要とされる者の介護者に支給する                                   | ・寝たきりB・Cランク又は痴呆3ランク以上の介護者に支給する在宅に限る  | ・寝たきり老人であって、自ら起居生活が出来ない者又は痴呆性老人で、問題行動があり、常時介護を必要とする老人を日常介護する者に支給する(在宅に限る)  | ・障害福祉分科会No.16重度心身障害者等介護手当給付事業の中で整理する。<br>また、高齢者の特別障害者控除認定との整合を図る。   |
| 月10,000円<br>H13・・・15人<br>H14・・・14人   | 月3,000円<br>H13・・・68人<br>H14・・・71人                                    | 月5,000円<br>H13・・・180人<br>H14・・・150人  | 年120,000円(月10,000円)<br>H13・・・20人<br>H14・・・21人  |   |
|  |  |  |  |   |
|  | ・地元のゲートボール場を新設改良する際の経費に対して助成<br>・新設 100万円以内<br>・改修 15万円以内<br>補助率 1/2 |  |  |   |